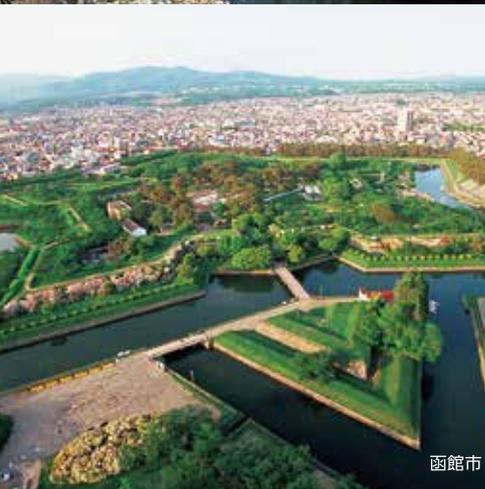


# うみしんの現況

# 2018

Donan Umimachi Shinkin Bank  
DISCLOSURE 2018

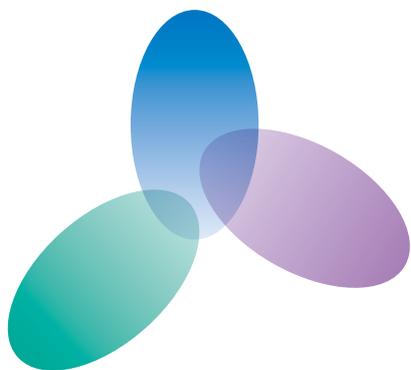
平成30年 ディスクロージャー <平成29年4月1日～平成30年3月31日>



# Donan Umimachi Shinkin Bank DISCLOSURE 2018

## 当金庫の概要 (平成30年3月31日現在)

名 称	道南うみ街信用金庫
所 在 地	松山郡江差町字本町132番地
創 立	大正13年2月25日
預 金	2,747億4千1百万円
貸 出 金	1,214億3千万円
出 資 金	34億2千2百万円
店 舗 数	21店舗
会 員 数	18,518人
常勤役員数	280人



### ■シンボルマーク

江差と函館の道南エリアを形象化するため、お客様・道南地域・新金庫を三つの楕円で表し、それぞれが未来に向かう姿を表現したものです。

## 目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
業績ハイライト	3
自己資本	5
不良債権の状況	6
総代会	8
地域貢献	11
トピックス・地域とのふれあい	13
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	20
「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み	21
地域金融円滑化に向けた取り組み	21
リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守)	22
顧客保護等管理について	23
反社会的勢力に対する取り組みについて	23
金融ADR制度への対応	23
預金保険制度について	23
預金業務のご案内	24
融資業務のご案内	25
各種サービス業務	26
事業の組織	27
役員一覧	27
営業地域	28
店舗一覧	30
開示項目索引	31
資料編	32
役職員の報酬体系の情報開示	35
自己資本比率規制に基づく開示	42
うみしんのあゆみ	49

## ごあいさつ

平成30年7月

理事長 藤谷 直久



皆さまには、平素から私ども道南うみ街信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の経営内容や事業活動をより一層ご理解いただくために、ここにディスクロージャー誌を作成しました。

経営方針、業績、財務内容や地域の皆さまとのふれあいなど、現状をわかりやすくご案内しておりますのでご覧いただければ幸いに存じます。

当金庫は、本年1月23日に道南うみ街信用金庫として満1年を迎えました。スタート年度として経営に影響を及ぼす大きなトラブルも無く、合併初年度を無事に乗り越えることが出来たのも、ひとえに永年お取引を頂いている多くのお客さまのご理解とご協力のお蔭と衷心より感謝申し上げます次第であります。

さて、平成29年度の国内経済であります。アベノミクスの推進に加え、欧米圏における堅調な景気回復や大手輸出企業の業績向上から、日経平均株価も堅調に推移するなど「いざなぎ景気」を超えたとも言われました。一方で、信用金庫の主要取引先である中小零細企業の殆どは内需主要型であることや全業種で人手不足が見られコスト負担を販売価格に容易に転嫁出来ないなど景気回復感がないのが実態でありました。

道南地域においては、急速に進む人口減少・超高齢化と言った構造的問題を抱える中で、前述の国内中小零細企業の実態に加え、平成29年3月～平成30年3月の北海道新幹線利用率が前年同期比で21%減少するなど反動も見られたことや、スルメイカ漁の記録的な不漁により圏内の水産加工業者等関係企業は苦境に立たされ、更に多くの企業は後継者問題や人手不足の深刻化に直面するなど厳しい経営を余儀なくされました。

この様な業況下、当金庫は資金運用収益確保を重点施策とし融資先の新規開拓や各種ローン推進を掲げたところですが、合併スタート年度故の内部管理体制の整備・強化に多くの時間を費やし積極的な推進が出来なかったことや合併に起因する費用負担などから、合併成果は途上の途上と言う結果となりました。預金は一般法人が堅調に推移し平均残高で32億円増加しましたが、貸出金は資金需要が活発化しない中、約定弁済や他業態からの顧客争奪攻勢を受け61億円減少し、当期純利益は219百万円となりました。自己資本比率は、信金中央金庫からの資本支援28億円を全額償還したことにより前年度比3.34ポイント低下し15.18%となりましたが、国内で営業する金融機関の下限4%を充分上回っておりますので健全性に揺るぎありません。

当金庫は平成30年度に新3ヵ年中期経営計画「Progress」を策定いたしました。地域金融機関として三方よしの理念の下、前年度に引き続きお客さま第一主義に立った業務の多様化・高度化等を進め、金融サービス充実化による「うみしん相談ブランド」の確立に向け積極的に取り組んでまいります。地域のホームドクターとして、中小零細企業をサポートし地域から必要とされ続ける金融機関を目指してまいり所存でありますので、引き続き倍旧のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 経営理念

三方よし(お客様よし、地域よし、金庫よし)の理念の下、  
信用金庫の独自性・特性を活かし  
地域社会に必要とされ続ける金融機関を目指す

## 経営方針

- 一. 質の高い金融サービスの提供に努め、多くのお客様と地域社会の繁栄に貢献します
- 一. 健全経営に徹し、信頼・信用される金庫の維持と事業の発展に努力します
- 一. 職員の融和と資質向上を図り、やりがいのある職場を創ります

## 中期経営計画(平成30～32年度)【Progress】

平成30年度より、新たに『「三方よしの理念」のもと、地域・お客さまが必要とする金融サービスを「誠意をもって誠実」に提供し、「地域」のホームドクターとして「地域」から必要とされる金融機関であり続けることにより持続性を確立する』ことを目指すべき姿とした新中期経営計画【Progress】を策定いたしました。

以下に示す戦略に基づき、役職員一同、全力で取り組んでまいります。

# Progress

### 【戦略1】 支援力・営業力の深化

- ・金融仲介機能の発揮
- ・お客さまとの長期的信頼関係の構築
- ・会員組織の有効活用
- ・業界ネットワークの活用
- ・地道なCSR(社会貢献活動)の展開
- ・地域活性化に向けたプラットフォーム機能の発揮

### 【戦略2】 経営力・内部態勢の深化

- ・収益性の向上
- ・生産性・効率性の向上
- ・健全性の確保
- ・透明性の向上
- ・法令等遵守態勢・顧客保護等管理態勢のさらなる強化推進
- ・リスク管理態勢の強化推進
- ・業務継続態勢の強化推進

### 【戦略3】 支援力・営業力の深化

- ・人材の確保
- ・人材の育成
- ・働き方改革

### 【戦略4】 独自性の発揮

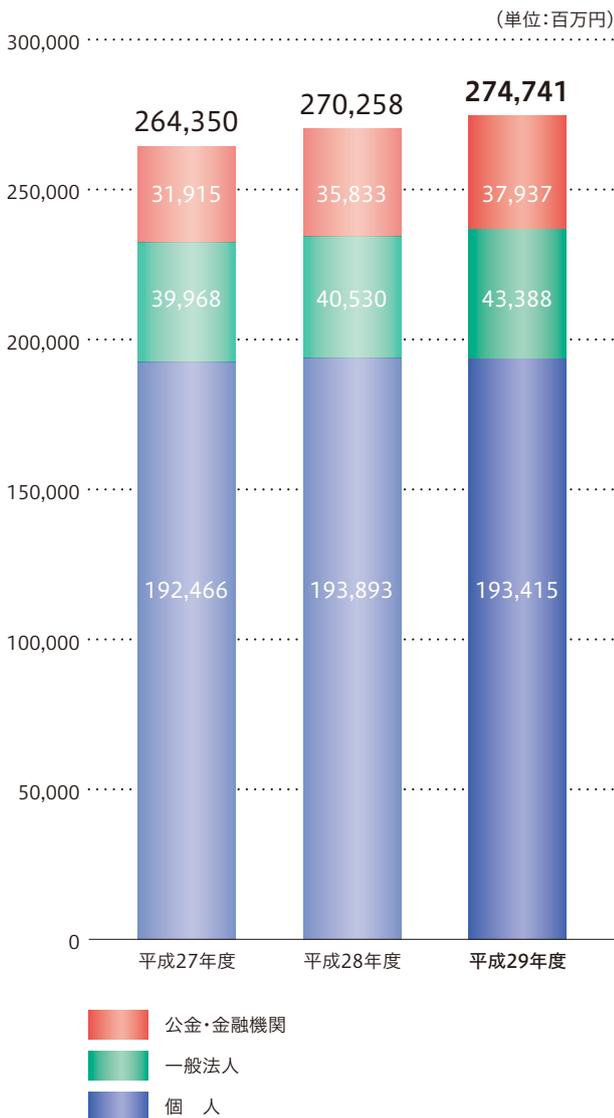
- ・「おもてなし」態勢の強化
- ・店舗回り美化へ促進
- ・年金レディース活動の業務範囲充実

## 業績ハイライト

## 預金積金残高

一般法人・公金預金が堅調に推移し、増加となりました。

平成29年度(平成30年3月末)の総預金残高(譲渡性預金を含む)は2,747億円となりました。主力の個人預金は人口減少、高齢化等厳しい環境の中で微減となったものの、一般法人・公金預金が堅調に推移したことから、前年度対比44億円の増加となりました。

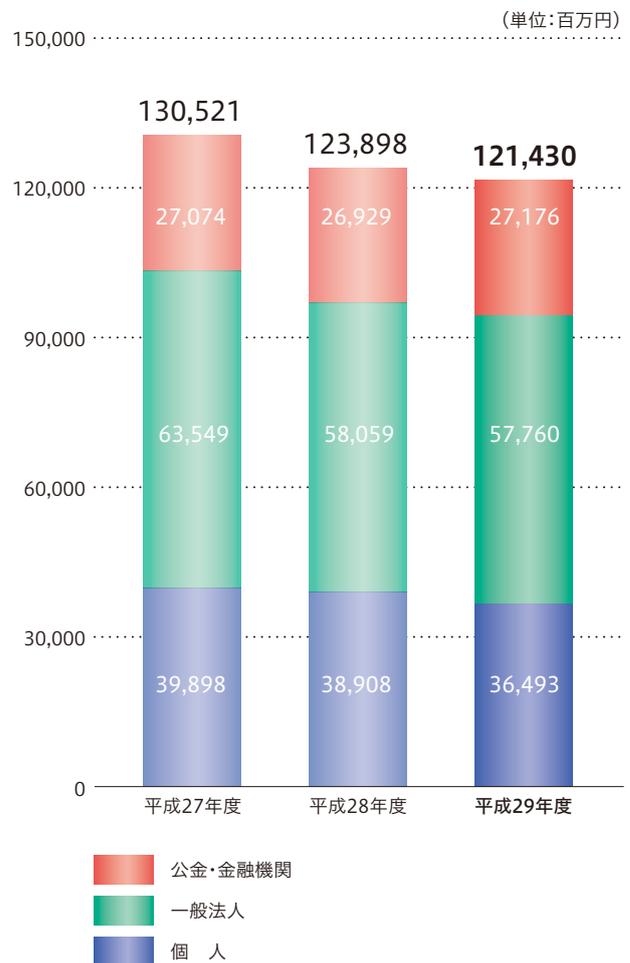


※金額単位未満は切り捨てて表示しております。  
 ※平成27年度の残高は、江差・函館両金庫の計数を単純合算したものです。

## 貸出金残高

人口減少、高齢化等地域経済の縮減により、低位に推移しました。

平成29年度(平成30年3月末)の総貸出金残高は1,214億円となりました。指定金融機関の資金応需により公金・金融機関で増加したものの、一般法人および個人は厳しい地域経済環境の影響を受け、設備資金の低迷や住宅ローン等の資金需要減退から前年度対比24億円の減少となりました。



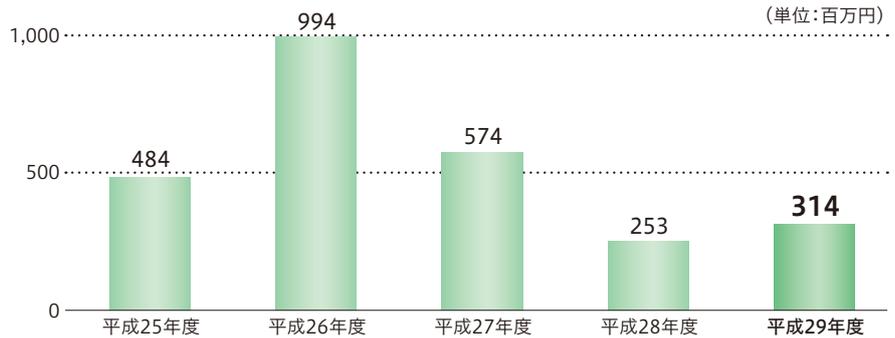
## 業務純益・実質業務純益・経常利益・当期純利益

皆さまに安心してお取引いただけるよう、安定した収益確保に努めております。

市場金利低下の長期化により収益環境は厳しい状況が続いており、貸出金利息は伸び悩みましたが、有価証券を中心とした積極的な余資運用や貸倒引当金戻入益の増加等により、業務純益は314百万円、経常利益は477百万円、最終利益であります当期純利益は219百万円となりました。

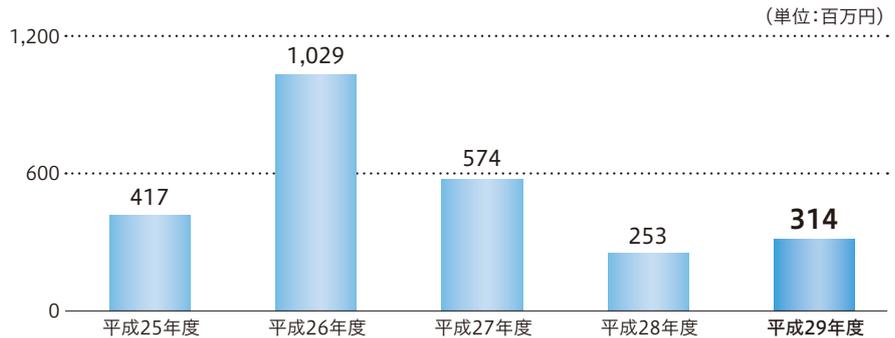
### ■業務純益

本来の事業活動でいくら利益を出したのか、金融機関の収益状況を的確に示している重要な指標といわれています。



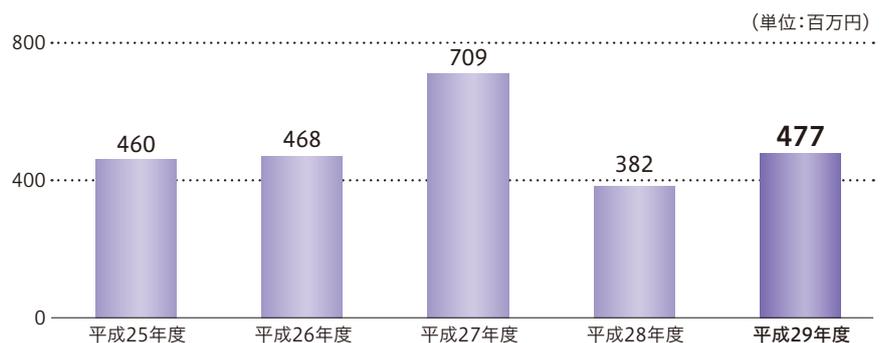
### ■実質業務純益

本来の事業活動による利益(業務純益)から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたもので、金融機関の収益力をより厳密に示している指標といえます。



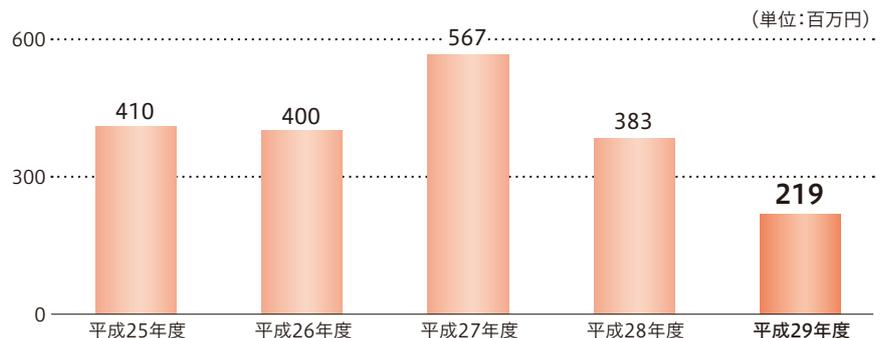
### ■経常利益

経常収益から経常費用を引いたもので、毎年生じる通常の利益を表すものです。



### ■当期純利益

経常利益から特別損益を調整し、税金等を差し引いたもので、最終的な利益です。



※金額単位未満は切り捨てて表示しております。  
※平成27年度以前の計数は、旧江差信用金庫の数値を掲載しております。

## 自己資本 健全性にかけては自信があります。

当金庫は自己資本総額として160億円を有し、自己資本比率は15.18%と国内基準の4%を大きく上回る水準を維持しております。

### 自己資本比率

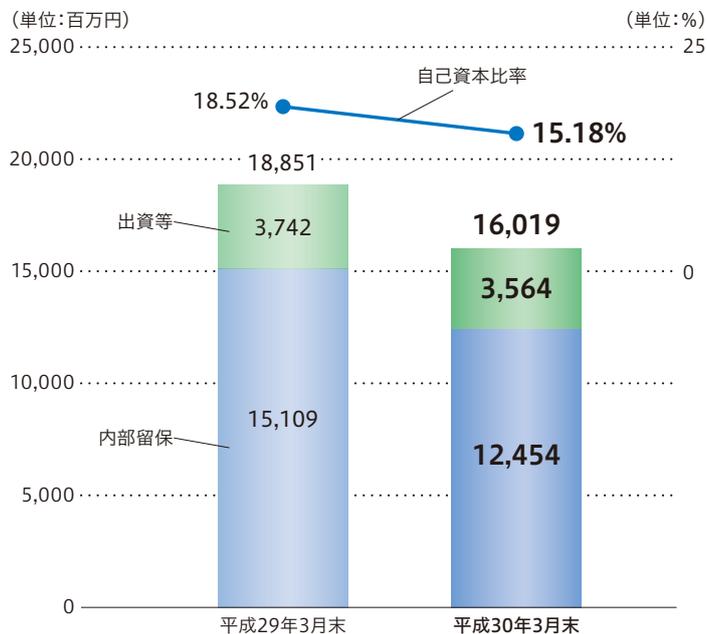
# 15.18%

### 自己資本額

# 160億19百万円

#### 自己資本の重要性

自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくれるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。



### 自己資本比率

(単位: 百万円・%)

項目	平成29年3月末	平成30年3月末
コア資本基礎項目 (A)	18,997	16,163
コア資本調整項目 (B)	146	144
自己資本総額 [A - B] (C)	18,851	16,019
リスク・アセット等 (D)	101,785	105,515
単体自己資本比率 (C)/(D)×100	18.52	15.18

※詳細は42ページに記載しております。

#### 自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入れなくてもよいことになっています。

## 不良債権の状況

当金庫は貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努め、不良債権処理を積極的にすすめるとともに、十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

## 金融再生法に基づく開示債権および同債権に対する保全状況

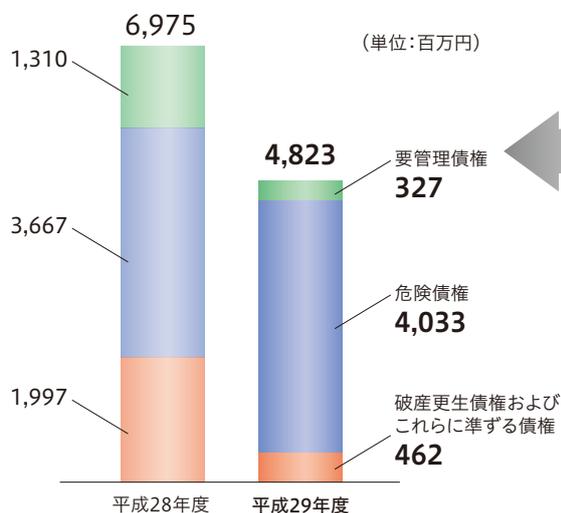
(単位:百万円)

区 分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)	
金融再生法上の不良債権	平成28年度	6,975	6,315	3,636	2,678	90.52%	80.21%
	平成29年度	4,823	4,660	2,699	1,961	96.61%	92.32%
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成28年度	1,997	1,997	801	1,195	100.00%	100.00%
	平成29年度	462	462	386	76	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年度	3,667	3,667	2,232	1,435	100.00%	100.00%
	平成29年度	4,033	4,033	2,155	1,877	100.00%	100.00%
要管理債権	平成28年度	1,310	650	602	47	49.59%	6.73%
	平成29年度	327	164	157	6	50.17%	4.07%
正常債権	平成28年度	117,293					
	平成29年度	117,086					
合 計	平成28年度	124,268					
	平成29年度	121,910					

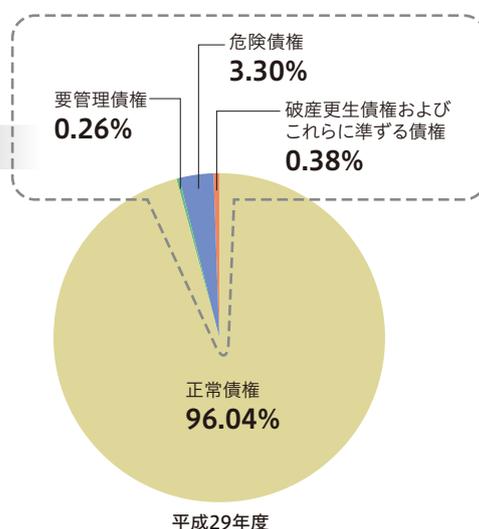
### 上記項目の説明

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

### 【不良債権の内訳】



### 【区別の残高構成比率】



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

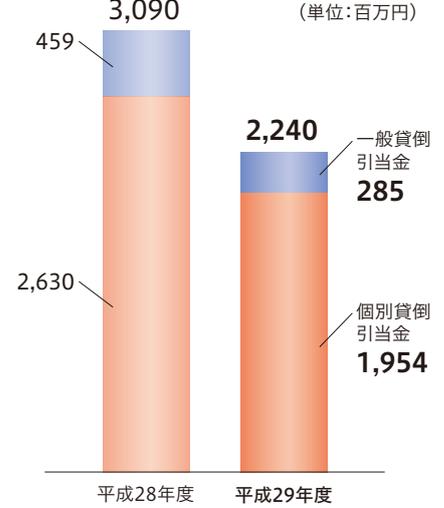
## 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成28年度	276	681	—	498	459
	平成29年度	459	285	—	459	285
個別貸倒引当金	平成28年度	997	4,275	—	2,641	2,630
	平成29年度	2,630	1,954	685	1,945	1,954
合 計	平成28年度	1,273	4,957	—	3,140	3,090
	平成29年度	3,090	2,240	685	2,404	2,240

## 【貸倒引当金期末残高の内訳】

(単位:百万円)



## 貸出金償却の金額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
貸 出 金 償 却	—	61

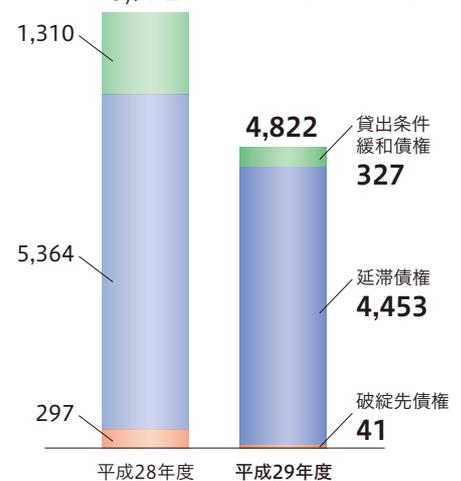
## 信用金庫法に基づくリスク管理債権および同債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破 綻 先 債 権	平成28年度	297	69	227	100.00%
	平成29年度	41	34	6	100.00%
延 滞 債 権	平成28年度	5,364	2,961	2,402	100.00%
	平成29年度	4,453	2,506	1,947	100.00%
3か月以上延滞債権	平成28年度	—	—	—	—
	平成29年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成28年度	1,310	602	47	49.59%
	平成29年度	327	157	6	50.17%
合 計	平成28年度	6,972	3,633	2,677	90.52%
	平成29年度	4,822	2,697	1,961	96.61%

## 【リスク管理債権残高の内訳】

(単位:百万円)



### 上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の回収または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てた額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

## 総代会

会員一人ひとりのご意見を、金庫経営に反映させていただきます。

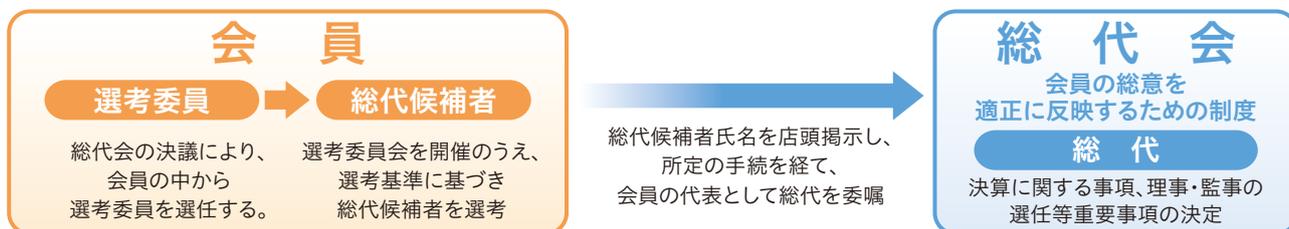
### 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業部店までお寄せください。



### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、120人以上150人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。(平成30年6月開催の総代会において、定款変更の決議により改めたものです。)現在は暫定措置として、平成31年5月の次期改選期までの間、合併前の2金庫それぞれで定められた選任区域および選任区域ごとの総代の定数を合わせ、170人以内としております。

なお、平成30年6月1日現在の総代数は159人で、会員数は18,473人です。

#### (2) 総代の選任方法

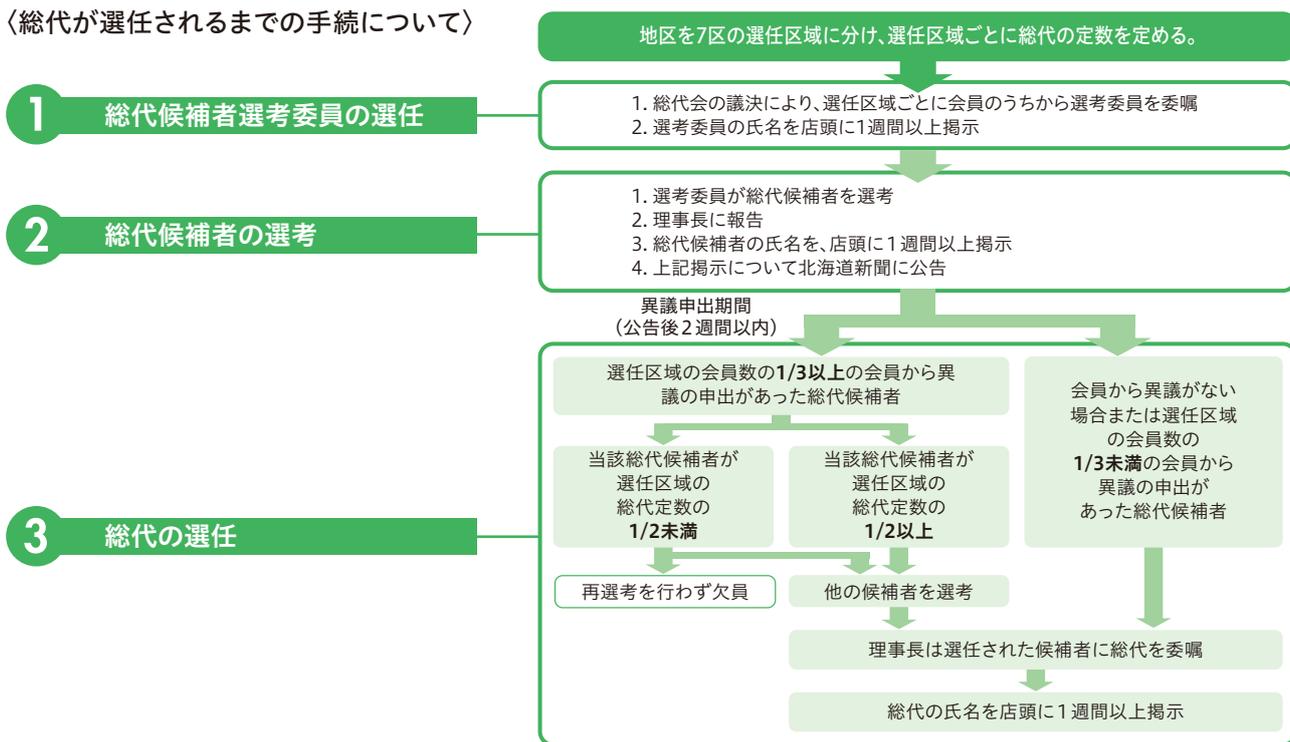
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し出る)

#### (注)〈総代候補者選考基準〉

1. 当金庫の会員でなければならない
2. 就任時点で満80歳を超えていないこと
3. 地域における信望が厚く、総代としてふさわしい人物であること
4. 信用金庫の使命と理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること
5. 地域の事情に明るく、金庫に対する協力者であること
6. 事業者である場合は、経営内容が良好であること

〈総代が選任されるまでの手続について〉



第75回通常総代会の決議事項

第75回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

第75回通常総代会議案

(1) 報告事項

第74期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 理事1名選任の件

第3号議案 退任理事3名に対する退職慰労金贈呈の件

第4号議案 総代候補者選考委員23名選任の件

第5号議案 定款一部変更の件(1)「休眠預金等活用法に係る電子公告」

第6号議案 定款一部変更の件(2)「総代の定数および選任区域」、「付則」

第7号議案 定款一部変更の件(3)「別表2」

第8号議案 定款一部変更の件(4)「その他の条項」、「別表1」

第9号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



《新たな総代選任区域と総代候補者選考委員について》

上記のとおり、平成30年6月19日(火)開催の総代会において、総代候補者選考委員23名の選任(第4号議案)、および総代選任のためにおく地区を7つの選任区域に改めること(第6号議案、当局の認可を条件としています。)が決議されました。

次期改選期(平成31年5月)においては、選任区域から選任された総代候補者選考委員が総代候補者を選考することになります。下表は、新たな総代選任区域と総代候補者選考委員を一覧にまとめたものです。

選任区域	店舗名	当該選任区域の総代候補者選考委員
第1区	本店	荒木壽美男
	上ノ国支店	八十科 剛
	奥尻支店	成田 久
第2区	乙部支店	光成 弘治
	熊石支店	田村美津雄
	厚沢部支店	香川 敏彦
第3区	福島支店	奈良 正喜
	松前支店	小川 正紀
	木古内支店	北島 孝雄
	知内支店	奥山 彰

選任区域	店舗名	当該選任区域の総代候補者選考委員
第4区	函館支店	長南 武次
	五稜郭支店	原 隆俊
	湯川支店	藤本田鶴美
第5区	えさん支店	斉藤 明男
	函館中央営業部	角田 隆芳 斎藤 光子
第6区	ばんだい支店	柏葉 孔
	亀田支店	石川 昭信 森崎 幹子
第7区	中道支店	小林 政春
	七重浜支店	三浦 和彦
	北斗支店	金澤 賢一
	七飯支店	堀 元

(敬称略)

総代の氏名 ●平成30年6月1日現在（敬称略・五十音順）※氏名後の丸数字は総代の就任回数

《旧江差信用金庫の選任区域から選出された総代》

小計70名

選任区域	人数	氏名
江差地区 江差町	9名	岡 茂男③ 紺谷 健一⑧ 高岡 広明③ 田島 元③ 田畑 昌伸⑤ 樋口 英俊④ 前田 憲男④ 万年 雅利⑤ 室谷 元男⑥
上ノ国地区 上ノ国町	8名	草間 貞一⑩ 小林 恭平⑧ 小林 誠③ 谷口 功⑩ 福士 秀彦④ 古館 幹雄⑤ 横山 栄一③ 若狭 正仁①
熊石地区 八雲町、せたな町	4名	佐藤 幸弘⑤ 島谷 喜人⑨ 田中 裕④ 宮田 千秋④
乙部地区 乙部町	6名	阿部 忠治⑤ 大坂 裕康③ 工藤 勝仁① 近藤 宗司⑥ 田中富士雄⑤ 中道 照幸⑤
厚沢部地区 厚沢部町	7名	鈴木 祥司⑥ 鈴木 満紀⑩ 能登谷謙一⑦ 福島 和雄④ 前井 敏弘③ 森藤 実④ 山田 工③
福島地区 福島町、木古内町、知内町	6名	上嶋 利洋③ 平野 武夫⑥ 棟方 忍③ 山辺十三寿⑧ 湯浅 章⑨ 吉田 隆悦②
奥尻地区 奥尻町	6名	明上 雅孝② 石川 克己⑥ 越森 修平② 辻 和博③ 干場 明① 三上 勝廣④
函館地区 函館市、北斗市、七飯町	21名	飯田 善樹① 大竹 昌尚④ 国立 金助⑤ 佐藤 征次⑨ 島本 肇⑤ 菅原 徹⑥ 高野 元宏① 竹内 薫⑦ 豊田 千春④ 福西 秀和⑦ 米塚 茂樹④ 渡邊 和輝③ 渡邊 宏海② 安藤 栄継④ 石崎 幸男③ 熊谷 孝之⑤ 佐々木博史① 床鍋 喜雄⑥ 堀 英二② 本庄 寛治⑥ 矢口 政則①
松前地区 松前町	3名	中江 清隆④ 早瀬 智幸③ 松尾 佳清⑤

※熊石地区のせたな町は旧瀬棚町・旧北松山町を除く

《旧函館信用金庫の選任区域から選出された総代》

小計90名

選任区域	人数	氏名
第1区 函館市(入舟町ほか)	13名	石橋多喜雄⑦ 梅本 寛次⑦ 梶原 健司⑤ 金木 茂治⑩ 久保 幸三⑥ 齋藤 光子⑭ 須田 新崇⑭ 竹田 青司② 新田 朗彦⑦ 藤本鶴美④ 本郷 嘉彦⑪ 宮崎 昌① 宮崎あけみ②
第2区 函館市(中島町ほか)	10名	青木 善一③ 五十嵐 稔⑥ 小坂 三男⑦ 齊藤 一三⑬ 鈴木 守⑦ 田中孝太郎⑤ 谷川 栄樹⑤ 橋本 範行① 早川 勝紀⑪ 原 隆俊⑩
第3区 函館市(海岸町ほか)	7名	木村 孝二⑥ 佐藤 研二② 玉津 真史⑫ 港工業株式会社⑰ 吉田 勤⑫ 吉田 直人⑬ 渡部 二康⑥
第4区 函館市(湯浜町ほか)	10名	相川 良夫④ 岡村 秀康⑬ 長内 則明⑥ 佐藤 知寿① 菅井 幸光⑪ 土谷 健治⑧ 堤 良夫① 戸沼 平八⑧ 中浜 一義⑦ 野口 等③
第5区 函館市(大川町ほか)	7名	石川 昭信③ 大越 信幸⑨ 柏葉 孔⑬ 川瀬 武夫⑩ 肥田 耕作② 村上 隆樹③ 森崎 幹子⑮
第6区 函館市(富岡町ほか)	10名	荒木幸次郎① 安保裕一郎⑪ 石田 勝義① 岩館 一則⑥ 角田 隆芳④ 北川 繁① 小林 政春⑥ 瀧田 一幸⑦ 出戸 秀光⑥ 水島 伸一②
第7区 北斗市	10名	石崎 幸男⑨ 小野 精一① 金澤 賢一⑤ 齊藤 紘⑧ 佐藤 悦郎⑥ 澤田 龍① 武田 真② 時田 茂④ 二井田 守⑤ 福島 忠志④
第8区 上磯郡木古内町	4名	北島 孝雄⑦ 手塚 通隆③ 西根 貞光⑤ 廣瀬 雅一①
第9区 上磯郡知内町、松前郡松前町ほか	4名	奥山 茂① 齋藤 毅③ 澤岡 孝彌⑧ 繁田 一義②
第10区 亀田郡七飯町、茅部郡森町ほか	11名	秋田 誠子⑤ 大清水新一⑬ 川尻 淳一④ 川又 修治③ 小泉 真⑦ 財津 茂實⑤ 佐藤 哲司⑤ 林 一哉⑤ 原子 秀康⑧ 丸山 量⑫ 横田 有一⑥
第11区 函館市(小安町ほか)	4名	斉藤 明男⑧ 佐々木善昭⑤ 高木 保寿⑤ 中村 陸三②

合計159名

総代数の合計が、旧2金庫の小計を合算したものよりも1名少なくなっておりますが、これは旧2金庫において重複して選出された総代1名について調整したためです。

総代選任区域

第1区	函館市(入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、宇賀浦町)
第2区	函館市(中島町、千代台町、堀川町、日乃出町、的場町、時任町、人見町、金堀町、広野町、上新川町、高盛町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、乃木町、柏木町、川原町、深堀町、駒場町、本通2～3丁目)
第3区	函館市(海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1～3丁目、追分町、亀田町、白鳥町、八幡町、宮前町)
第4区	函館市(湯浜町、湯川町1～3丁目、戸倉町、榎本町、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴蘭丘町、上湯川町、銅山町、旭岡町、西旭岡町1～3丁目、鱒川町、寅沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、根崎町、高松町、志海苔町、瀬戸川町、赤坂町、銭亀町、中野町、新湊町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、鶴野町、白石町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、白尻町、豊崎町、大船町、双見町、岩戸町、花園町、日吉町1～4丁目、山の手1～3丁目)
第5区	函館市(大川町、田家町、富岡町1丁目、石川町、桔梗町、桔梗1～5丁目、西桔梗町、昭和町、昭和1～4丁目、亀田本町、亀田港町)
第6区	函館市(富岡町2～3丁目、中道1～2丁目、本通1・4丁目、鍛冶1～2丁目、陣川町、陣川1～2丁目、神山町、神山1～3丁目、東山町、東山1～3丁目、美原1～5丁目、赤川町、赤川1丁目、亀田中野町、北美原1～3丁目、水元町、亀田大森町)
第7区	北斗市
第8区	上磯郡木古内町
第9区	上磯郡知内町、松前郡松前町、松前郡福島町、松山郡江差町、松山郡上ノ国町
第10区	亀田郡七飯町、茅部郡森町、茅部郡鹿部町、二海郡八雲町(旧熊石町地区を除く)
第11区	函館市(小安町、小安山町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、原木町、丸山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大洞町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町、鏡子町)

総代の業種別・年齢別構成

《職業別構成》	
法人・法人代表者	136人(85.5%)
個人事業主	12人(7.5%)
個人	11人(6.9%)
《業種別構成》	
製造業	17人(11.4%)
建設業	46人(31.0%)
運輸業	6人(4.0%)
卸売業、小売業	43人(29.0%)
金融業	1人(0.6%)
不動産業	7人(4.7%)
学術研究、専門・技術サービス業	3人(2.0%)
宿泊業	2人(1.3%)
飲食業	1人(0.6%)
生活関連サービス業	8人(5.4%)
教育、学習支援業	1人(0.6%)
医療、福祉	4人(2.7%)
その他サービス業	9人(6.0%)
《年齢別構成》	
40代	11人(6.9%)
50代	21人(13.2%)
60代	73人(46.2%)
70代以上	53人(33.5%)

## 地域貢献

地域の繁栄は、金庫の繁栄。地元経済の振興こそが信用金庫の努めです。

### 当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、松山・渡島管内に位置する2市14町を事業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業の繁栄や生活の安定のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機関の業務提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



### お客さまの預金について

当金庫の平成30年3月末の預金積金残高(譲渡性預金を含む)は2,747億円です。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。

### 地域のお客さまへのご融資について

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

#### 〈貸出の運営方針〉

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援いたします。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客さまにご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
3. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、地元中小企業や地域の皆さまの様々な資金ニーズにお応えするため、制度融資資金等をはじめ、各種商品を取り揃えております。

※取扱商品につきましては、24～25ページをご覧ください。

預金積金における貸出金の割合/44.20%

設備資金/67,224百万円

運転資金/54,205百万円

#### 〔貸出金残高構成〕

(単位:百万円)



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。  
※各計数は平成30年3月末現在です。

## ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券等による運用も行っております。

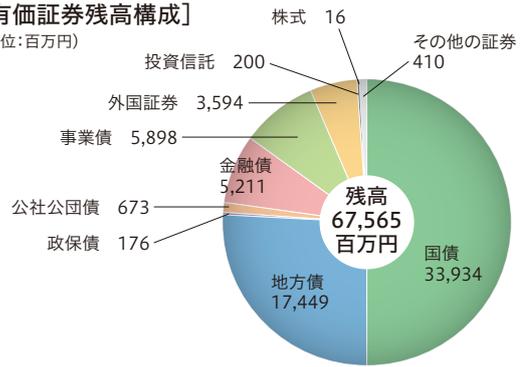
有価証券運用は、格付けの高い公社債等を中心に各種リスクに十分配慮し、安全な運用に努めております。

この他、即日換金可能な信金中金定期預金等への預入により、流動性リスクについても十分配慮しております。

●預け金残高／95,903百万円

## [有価証券残高構成]

(単位:百万円)



※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。  
※各計数は平成30年3月末現在です。

## お取引先へのご支援等について (地域との繋がり)

- 中小企業者や個人事業主の皆さまの経営に少しでもお役にたていただければとの思いから、地域内の経済情報を収録した「地区内経済概況」、「月別概況」や「営業地区内の景気動向調査」のほか、業界経済情報誌である「経営情報」等をお届けしております。
- 個人のお客様が希望した場合、生活に密着した各種情報が満載されている情報誌「楽しいわが家」をお届けしております。
- お取引企業と「うみしん職域サポート協定」を締結することにより、経営者を含む従業員に対し当金庫の取り扱い金融商品について、金利優遇等のサービスを行っております。
- 高齢者等への課題対応等地域住民サービスの一環として、当金庫営業店所在地13市町と「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結しております。締結させていただいた市町と連携して、複合的かつ重層的な見守り・安否確認の仕組みを構築し、高齢者の孤独死防止等に寄与するための取り組みをしております。
- 企業支援部では、地域のお取引先への創業・新規事業支援にとどまらず、営業店と一体となって業績低迷に苦慮しているお取引先の相談を親身に受け、打開のための経営改善・再生支援も行っております。



## うみしんビジネスマッチング応援

当金庫のホームページ上にビジネスマッチングページを掲載し、お取引企業の事業展開を応援、事業パートナー等と出会う機会を提供させていただくサービスを実施しております。

お取引企業のビジネスマッチングにかかるニーズ情報(販路の拡大等)を掲載することにより、新しいビジネスへと繋げていただくことを目標としております。

掲載件数:161件(平成30年3月31日現在)



## トピックス

### 平成29年度の主なできごと

平成29年 4月 3日	入庫式(新入職員10名)
平成29年 6月20日	第74回通常総代会を開催(於:函館市 ホテル函館ロイヤル)
平成29年 7月 1日 ~10月31日	セーフティラリー北海道2017へ参加(参加210名)
平成29年 7月 3日	七飯町と「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結
平成29年 7月20日	木古内町と「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結
平成29年 7月26日	知内町と「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結
平成29年 9月 2日	全店一斉総合防災訓練を実施(各町消防署が協力)
平成30年 1月 4日	熊石支店・えさん支店 窓口の営業時間を変更
平成30年 3月16日	(株)日本政策金融公庫函館支店と 「業務提携・協力に関する覚書」を締結



## 地域とのふれあい

うみしんはこれからも地域の皆さまと共に地域振興活動を積極的にすすめてまいります。

地域の金融機関として、地域事業者の経営状況が少しでも改善されるよう、経営相談や経営改善のための情報提供などに積極的に取り組んでおります。

また、地域のための金融機関として、金融サービスの提供だけでなく、地域経済の発展に少しでも貢献したいと考え、積極的に地域貢献活動を行っております。

### 地方自治体の「まち・ひと・しごと」創生総合戦略に関する施策会議等への積極的な参画

当金庫は、店舗所在地の各自治体における「まち・ひと・しごと」創生総合戦略に関連した施策会議等に地域金融機関としての知見を活かし委員として積極的に参画し、地域活性化に取り組んでおります。

また、地域密着型金融の強化、高齢者への課題対応等地域住民サービス強化の一環として「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を2市11町と締結しております。





## 地域活性化への「連携」

当金庫では、地方公共団体や各企業と連携協定を締結し、共同で様々な活動へ参加・協力することで、地域活性化へ取り組んでいます。

### ○檜山振興局との「包括連携協定」の具体的事業活動

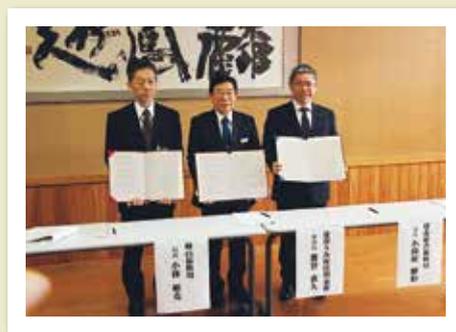
平成26年3月に檜山振興局と締結した「包括連携協定」の一環として、平成29年度は下記の取り組みを行いました。

- 「江差町クリーンアップ作戦」へ共同参加
- 「木育フェアinうみまちしんきん」を開催(厚沢部支店)
- 「檜山管内の各産業分野の現状・課題等について」と題して、職員向研修会を実施



### ○渡島総合振興局、檜山振興局との三者による包括連携協定締結

平成30年3月には、観光をはじめとする産業振興や、地域の人材育成に関する取り組みなどで連携することにより道南地区全体の活性化を図る事を目的とした、三者による包括連携協定を締結しました。



### ○(株)近畿日本ツーリスト北海道、クラブツーリズム(株)北海道旅行センターとの三者による連携協定締結

同じく平成30年3月、道南地区全体の観光振興を通じて、新たな観光コンテンツ等の事業を実施し、交流人口の拡大による地域活性化への貢献を目的として、三者による連携協定を締結しました。

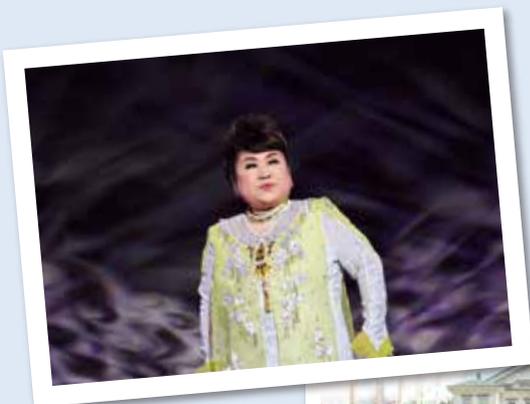


## お客さまネットワーク化の取り組み

当金庫には、各営業店のお取引先事業者さま(会員)相互の親睦・交流を目的として設立された親睦団体「うみしん会」や、当金庫で年金をお受取りのお客さまを対象とした「年金友の会」がございます。

### ○うみしん会

【15団体：会員数1,107名(平成30年3月末現在)】  
各団体で経済講演会・旅行・ゴルフ大会・懇親会・レクリエーション等様々な催しを行っており、当金庫も参加・後援し、お客さまの発展と繁栄のお手伝いしております。



### ○年金友の会

【16支部：会員数4,170名(平成30年3月末現在)】  
歌謡ショー・パークゴルフ大会・一泊旅行・新年会等様々な催しを企画しております。



## 信用金庫業界ネットワークを活用した相互交流

当金庫では、ビジネスマッチング等の地域活性化を目的として、信用金庫業界ネットワークを活用し青函交流を実施するなど、全国規模の交流にも参加を目指しております。

 文化・金融教育活動

各種大会の開催・支援のほか、地域行事等の展示会や作品の展示へ各営業部店のロビーを会場として開放しております。

●第41回道南地区小中学生珠算競技大会の開催

地域の教育(珠算技能の習得)と振興を目的として開催し、地域の小中学生60名のご参加をいただきました。



●インターンシップ(職場体験学習)の受け入れ

店舗所在地近隣の中高校生を対象とした業務体験研修の受け入れや、職員の派遣を行いました。

(中学校)

- ・凌雲中学校・本通中学校・浜分中学校
- ・江差中学校・松前中学校・乙部中学校

(高校)

- ・函館商業高校・江差高校・上ノ国高校
- ・奥尻高校・知内高校

(ソクラテスミーティングへの参加)

- ・福島中学校・知内高校



●店舗ロビーを活用した作品展の開催

- ・税に関する絵はがきコンクール作品
- ・第7回江差・北前のひな語り
- ・江差小中学生俳句展
- ・幼稚園卒園児のごめちゃん似顔絵展
- ・各保育園、幼稚園絵画展
- ・各小学校絵画、書道作品展

●江差追分「江差地区発表大会」

●第55回江差追分全国大会

●檜山管内児童・生徒美術展

●市民創作「函館野外劇」参加

●第12回北斗市珠算競技大会

 卒園記念カレンダーのプレゼント

当金庫のキャラクター「ごめちゃん」が各地区の幼稚園を訪問し、卒園記念にカレンダーを作成、プレゼントしました。

《平成29年度訪問先》

- ・えさし幼稚園
- ・あすなる幼稚園



## 🤝 スポーツ振興活動

### ○江差町民野球場「うみ街信金ボールパーク」ネーミングライツパートナー契約

江差町と「江差町民野球場」に係るネーミングライツパートナー契約を締結いたしました。平成30年4月1日からの5年間「うみ街信金ボールパーク」として、地域の皆さまに親しまれ活用していただくとともに、スポーツ振興に貢献してまいります。



### ○スポーツイベントへの取り組み

少年野球大会やパークゴルフ等各种スポーツ大会の開催、マラソン大会への協賛や参加を通じて、皆さまと交流を深めております。

#### ●道南うみ街信用金庫杯

「第13回ジュニアフットサル大会」の開催

渡島檜山管内の少年サッカー24チーム306名のご参加をいただきました。



#### ●第3回道南うみ街信用金庫杯

少年軟式野球大会の開催

渡島檜山管内の少年野球51チーム1,011名のご参加をいただきました。

#### ●第27回道南うみ街信用金庫杯争奪

「中学校野球大会」の開催

#### ●第37回うみしん中道杯争奪

「親善少年野球大会」の開催

#### ●第30回うみしん北斗支店長杯争奪

ゲートボール大会の開催

#### ●道南うみ街信金福島支店杯

パークゴルフ大会の開催

#### ●第4回奥尻ムーンライトマラソンへの

特別協賛および参加

#### ●2017函館マラソンへの協賛および参加

#### ●第40回少年剣道江差大会への協賛

#### ●第24回北海道女だけの相撲大会への協賛およびお手伝い



## 地域行事・祭事への協賛・参加

地域の皆さまとのふれあいを大切にし、各地区で行われたお祭りやイベントに積極的に参加・協賛しております。

### ●ワッショイはこだてみなと踊り



- 湯川商店街「第25回千勝まつり」
- 湯川商店街振興組合「納涼ビアガーデン」
- 湯の川温泉花火大会
- 湯倉神社例大祭
- 大沼湖水まつり
- 三嶋神社例大祭
- 大沼神社例大祭
- 第52回大沼函館雪と氷の祭典
- 佐女川神社例大祭
- きこない咸臨丸まつり
- 寒中みそぎフェスティバル2018
- 第33回サマーカーニバルin知内
- 第20回知内町カキVSニラまつり
- 第25回春の江差いにしえ夢街道
- 江差かもめ島まつり



- 八大龍王神八江聖団 神輿渡御祭
- 姥大神宮渡御祭
- 江差ふるさと盆踊り
- 第18回冬江差“美味百彩”なべまつり
- 夷王山祭り・上ノ国靱馬大会
- エゾ地の火まつり
- 上ノ国八幡宮例大祭
- 熊石あわびの里フェスティバル
- 熊石商工会夏まつり
- 元和台マリンフェスティバル
- 乙部町産業まつり
- 第48回箱館五稜郭祭



- 大瀧不動春季大祭
- 福島町商工会「にぎわい祭り」
- 横綱の里商店街組合「おとなり祭り」
- 第31回「やるべ福島イカまつり」海峽花火大会
- 月崎神社例大祭
- 福島大神宮例大祭
- 第33回福島町カントリーフェスティバル
- 松陰通り商店街夏祭り
- 松前城下マグロまつり

### ●第34回松前城下時代まつり



- 第21回北斗陣屋桜まつり
- 第12回北斗市夏まつり
- 七重浜商店会夏まつり
- あっさぶふるさと夏まつり



- 平成29年度根崎神社例大祭
- 商工会夏まつり花火大会
- 熊石産業まつり
- 乙部八幡宮大祭
- はこだてクリスマスファンタジー
- はこだて冬フェスティバル
- 護国神社例大祭
- 2017北斗市商工会観光まつりin八郎沼
- 七重浜稲荷神社秋季大祭
- 第36回北斗市茂辺地さけまつり

## 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは社会的責務であり、当金庫としても「やれること・やらなければならないこと」に積極的に取り組んでおります。

電力使用量の削減を主要課題として、“クールビズ”や“ウォームビズ”を実施し、夏・冬の“節電取組み”への協力をしているほか、「太陽光発電システム」の設置や、新築店舗や照明機器の取替えは「LED照明」を採用しております。

また、各地区で行われた町内・海水浴場等の一斉清掃や植樹・除草作業などの取り組みに参加しております。

- 奥尻町クリーンアップ作戦参加
- 大森浜環境美化活動参加
- 檜山振興局「花のリレー」参加
- サラキ岬チューリップ球根植え事業参加
- 「檜山古事の森」育樹祭参加
- 各町内会の清掃活動参加
- 知内町「花いっぱい運動」参加



## 福祉活動

・「特別養護老人ホームくまいし荘文化祭」で模擬店のお手伝い ・移動献血車による「愛の献血運動」への協力

## 道南杉ベンチの寄贈

当金庫創立90周年(平成26年)以降、地域への感謝の意を表し、地場産材である「道南杉」を使用した「ベンチ」を寄贈しております。(寄贈総数40脚)

### 《平成29年度寄贈先・設置場所》

- ・江差町「旧檜山爾志郡役所  
(江差町郷土資料館)」
- ・(株)上ノ国町観光振興公社  
「道の駅“上ノ国もんじゅ”」
- ・八雲町「熊石国民健康保険病院」
- ・乙部町元町第二町内会  
「元町ポケットパーク・乙部バス停留所」
- ・厚沢部町観光協会「道の駅“あっさぶ”」
- ・福島町「温泉健康保養センター  
(吉岡温泉ゆとらぎ館)」
- ・奥尻町「町立奥尻中学校」
- ・(株)魚長食品「函館西波止場」
- ・松前町「松前城内観覧場所」
- ・北斗市「北斗市観光交流センター別館」
- ・七飯町「道の駅“なないろ・ななえ”」
- ・木古内町「いさりび鉄道バスターミナル」
- ・知内町「町民センター2階ロビー」
- ・函館市「はこだてみらい館」、  
「函館市中央図書館」、「湯川支所」、  
「恵山福祉センター」



## 木古内町社会福祉協議会への寄付

対抗ゴルフ大会にチャリティホールを設け、その趣旨に賛同いただいた方々から寄せられた寄付金と合わせ10万円を木古内町社会福祉協議会に寄付しました。



## その他

“子供安全パトロール下校見守り隊”を江差小学校児童の下校時に実施するなど、各地区で行われた「交通安全運動」等へ参加し、交通安全の啓蒙活動を行いました。

金融犯罪防止活動の一環として、各地域の警察署と協力して“振込詐欺防止”を来店のお客さまに呼びかけました。



## 「地域に感謝!!市電に感謝!!」

平成29年1月23日、旧江差信用金庫と旧函館信用金庫が合併して新生「道南うみ街信用金庫」が誕生し、合併1年目としてメモリアルイベントを企画しました。

地域への感謝とともに、環境に優しく高齢者に優しい函館市民の足として活躍し、当金庫もラッピング電車「うみしん号」を運行している市電への感謝を表現するため、函館市企業局交通部と連携して「地域に感謝!!市電に感謝!!」をキャッチコピーとして電停全26区間を襷で繋ぐマラソンリレーを行いました。

これからも「お客さま第一主義」で健全な積極的経営を行う道南うみ街信用金庫をよろしくお願いいたします。



## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当金庫は、平成30年度から第三次3ヵ年経営計画「Progress」を策定し、基本戦略に「付加価値の高い課題解決策の提供」を盛り込み、中小企業および地域に対する具体的な取り組みを掲げております。

特に、関連支援機関等との連携強化の下、コンサルティング機能の一段の整備による事業再生支援・創業支援・新事業支援等への取り組み、販路拡大のための各種情報の提供・支援を強化してまいります。

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

「地域金融円滑化のための基本方針」をはじめ、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化要領」および「経営改善計画指導要領」を策定し、取組方針を整備しております。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

#### (1) 認定経営革新等支援機関としての態勢整備

中小企業の経営課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、中小企業の経営力を強化することなどを目的に、国が公的に認定する「経営革新等支援機関」として、お取引先の事業計画の策定支援等に取り組んでまいります。

#### (2) 外部機関および外部専門家等との連携強化

自治体、北海道中小企業総合支援センター等の関連支援機関および外部専門家等とのネットワークを活用した支援態勢の構築、また、定期的に開催される各種会議等を通じて支援施策の共有等、関連支援機関等との連携を図り、中小企業の経営支援に取り組んでまいります。

#### (3) ㈱日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、連携・協力態勢にあり、創業支援、事業再生支援を中心に取り組んでまいります。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### (1) 創業・新事業開拓の支援

平成29年度中における創業・起業に係る取組事例としては、小売業、飲食業、宿泊業、医療保険福祉における開業資金および店舗設備資金、ならびに車輛購入資金、風力発電本体購入費用等の新事業資金の需要がみられ、事業計画の妥当性の検討、策定支援等のコンサルティング機能を発揮し、資金需要に応じております。

(平成29年度創業・新事業資金取組実績6件、98百万円)

#### (2) 経営改善・事業再生等の支援

企業支援部が中心となって、営業部と連携し支援対象企業を訪問する等、より個別・具体的に支援企業の再生に向けた取り組みを強化しております。

具体的な取組状況としては、企業支援部による平成29年度の支援対象選定先を14先とし、経営改善・再生支援に向け取り組みいたしました。

### 4. 地域活性化に関する取組状況

#### (1) 檜山振興局との包括連携協定の締結

観光をはじめとする産業振興や、地域の人材育成に関する取り組みなどで連携すること、ならびに業界ネットワークを活用したビジネスマッチングを含めて、営業エリア(道南)地域全体の活性化を目的に取り組んでおります。

#### (2) 地域行事への参加、スポーツ振興への支援

「開港158周年記念函館港まつり(ワッショイはこだてパレード)」「江差・姥神大神宮渡御祭」などの各地域イベントへ積極的に参加しております。

また、「道南うみ街信用金庫杯少年軟式野球大会」「道南うみ街信用金庫杯ジュニアフットサル大会」の主催や「奥尻ムーンライトマラソン」への協賛・参加を通じて地域の皆さまと交流を深めております。

### 5. 経営改善支援の取組実績(平成29年4月～平成30年3月)

(単位:先)

	期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組先 (α)	(α)のうち期末に 債務者区分がランク アップした先(β)	(α)のうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先(γ)	(α)のうち再生 計画を策定した先 (δ)	経営改善 支援取組率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
正 常 先 ①	1,992	-	-	-	-	-	-	-
要 注 意 先								
うちその他要注意先 ②	310	8	-	7	8	2.58%	-	100.00%
うち要管理先 ③	14	2	1	1	2	14.28%	50.00%	100.00%
破綻懸念先 ④	65	4	-	4	4	6.15%	-	100.00%
実質破綻先 ⑤	36	-	-	-	-	-	-	-
破綻先 ⑥	14	-	-	-	-	-	-	-
小計(②～⑥の計)	439	14	1	12	14	3.18%	7.14%	100.00%
合 計	2,431	14	1	12	14	0.57%	7.14%	100.00%

注)1. 期初債務者数および債務者区分は29年4月初時点で記載しております。

2. 債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン・住宅ローンなどの先は含まれておりません。

3. 「再生計画を策定した先数」は平成25年度から平成29年度中に策定した先のうち「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」の先数を記載しております。

創業・新事業支援融資の取組実績	個人保証に過度に依存しない融資への末残実績
平成29年度 6件 98百万円	平成29年度 11件 26百万円

注)平成30年3月末現在で取扱中の融資商品のみ記載しております。

※金額単位未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

当金庫では、平成29年度の新規融資において、経営者保証に依存しない融資の該当はありませんでした。

また、保証契約の解除および経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)についても該当ありませんでした。

## 地域金融円滑化に向けた取り組み

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

### 1.取組方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々のさまざまな資金ニーズに安定した資金を供給いたします。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

### 2.金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

(1)地域金融円滑化のための基本方針の策定。

(2)金融円滑化管理規程の策定。

(3)金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設定。

(4)金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための体制整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底いたします。

(5)金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート管理責任者は連携して、主債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行います。

(6)営業部に「相談窓口」を設置するとともに、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命。

(7)本部企業支援部支援課による一層の経営改善指導の強化。

(8)取引先の事業価値を見極める能力(目利き能力)を向上させるため、各種講座の受講。

(9)苦情受付処理について本部経営管理部コンプライアンス課とする。

経営管理部コンプライアンス課 電話番号 0139-52-1058

### 3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

### 4.貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額および件数は以下のとおりです。

(単位:件・百万円)

平成30年3月末時点での 累計取扱実績	債務者が中小企業である場合						債務者が住宅資金借入者である場合					
	平成28年 3月末		平成29年 3月末		平成30年 3月末		平成28年 3月末		平成29年 3月末		平成30年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2,758	51,058	3,090	57,976	3,402	67,634	86	1,078	96	1,262	100	1,320
うち、実行に係る貸付債権	2,664	48,621	2,996	55,340	3,309	65,168	74	907	83	1,072	88	1,149
うち、謝絶に係る貸付債権	39	775	39	775	40	779	4	36	4	36	4	36
うち、審査中の貸付債権	6	29	5	226	2	14	-	-	1	18	-	-
うち、取下げに係る貸付債権	49	1,630	50	1,634	51	1,672	8	134	8	134	8	134

※金額単位未満は切り捨てて表示しております。

## リスク管理・コンプライアンス(法令等遵守) 健全経営のために、ディフェンスは

当金庫はお客さまからお預かりした大切な預金を、企業に対する融資を中心にさまざまな形で運用しております。すなわち良質な資金を地元の各企業に提供し、かつ、余裕資金の運用で収益を確保し、いろいろな形で地域に還元するという公共性の強い業務を行っております。

このような業務運営の推移の中で、いろいろなリスク(危険・損害の恐れ)が発生してきますが、当金庫は自己責任原則に基づき健全経営維持のため、これらのリスクを最小限に抑えるよう万全の体制を整えております。

### 信用リスク

「信用リスク」とは、貸出金等の元金や利息が回収不能になるリスクをいいます。

当金庫では貸出資産の健全性を常に維持するため、一定額以上の貸出案件については、専門会議(貸出審議会)に付議するなど厳格な審査体制をとっております。

また、内部研修・外部研修の継続的実施等により審査能力の向上を図っております。

### 市場リスク

「市場リスク」とは、金利変動に伴う「金利リスク」、有価証券等の「価格変動リスク」、為替相場の変動に伴う「為替リスク」等により収益の不安定化や保有する資産の価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、経済情勢、金利動向などに基づいて運用・調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。

### 流動性リスク

「流動性リスク」とは、決済資金が不足して不利な資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

当金庫では、不測の事態に対応出来る十分な支払準備資産を確保するとともに、信金中央金庫など業界のバックアップ体制も整備されています。

### オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)および金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク」として、次のリスクについて管理しております。

#### ●事務リスク

役職員が正確・迅速な事務処理を怠り、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫ではお客さまからの信用維持のため規程・要領等を整備し研修会・勉強会等を通じて、正確・迅速な事務処理の徹底に努めております。また、本部各部による事務指導および内部監査の実施によるチェック機能を生かし、リスクの極小化に努めております。

#### ●システムリスク

コンピュータシステムの障害・誤作動・各種システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫では、オンラインシステムの運用は「一般社団法人しんきん共同センター」に委託しており、万一の災害等に備えてのバックアップ体制も万全です。

#### ●人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害等を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫では、不公平や差別的行為が発生しないよう管理態勢の強化に努めております。

#### ●法務リスク

お客さまに対する過失による義務違反や不適切な取引慣行から損失を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫では、コンプライアンス委員会を設置し、法務リスク管理態勢の充実を図っております。

#### ●風評リスク

金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布などにより損失を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫では、お客さまからの信頼を維持することが不可欠であるとの認識に立ち、苦情などに対し速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議態勢をとっております。

#### ●有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形固定資産の毀損・損害等を被るリスクをいいます。

##### 対応

当金庫では、職員一人一人が普段から金庫の有形資産の維持・保守に取り組み、また災害時等の対策を講じることでリスクの極小化に努めております。

## 万全。

### 偽造・盗難カード等預金者保護法への対応について

偽造カード等または盗難カード等を用いて行われる不正な払戻し等による被害が発生していることに鑑み、これらのカード等を用いて行われる不正な払戻し等から預金者を保護するため、当金庫では次の措置を講じております。

1. ATMより、ご利用限度額の変更(50万円未満への変更)および暗証番号の変更処理をできるようにしております。
2. ATMより、類推されやすい暗証番号を登録しているお客さまへの変更促進メッセージの出力と類推されやすい暗証番号へは変更できないようガード対応しております。
3. 偽造・変造や不正な読み取りを困難にするICチップを搭載した、ICキャッシュカード(磁気カードとの併用型)を発行しております。

### コンプライアンス(法令等遵守)

「コンプライアンス」とは、法令をはじめ、当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、その維持、向上に資するため、道南うみ街信用金庫役職員行動指針を定め、これに基づく「コンプライアンス基本方針」ならびに具体的に示した手引書であるコンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守態勢の充実に努めております。

### 顧客情報の保護について

「個人情報保護法」への対応を含め、顧客情報の保護、適正管理および漏洩防止等に万全を期し、業務の健全性に資するため、当金庫では次の措置を講じました。

1. 顧客保護等管理方針、顧客保護等管理規程および関連下位規程を制定しております。
2. 事務指導・検査において、実地指導を行っております。
3. 個人情報保護オフィサー(金融分野)の資格取得に積極的にチャレンジし、平成30年3月末現在150名が資格取得しております。

### 個人情報保護宣言について

#### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

### 反社会的勢力に対する取り組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守するとともに、庫内規程の整備、反社会的勢力排除条項の導入を行い、反社会的勢力排除態勢の強化を図っております。

#### 【反社会的勢力に対する基本方針】

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 金融ADR制度への対応

金融ADRとは、「金融に関する紛争・苦情を裁判によらず、あっ旋・調停・仲裁などの当事者の合意に基づき解決していこうとする」制度です。

#### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業部店または下記経営管理部「お客さま相談室」までご相談下さい。

#### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、下記経営管理部「お客さま相談室」または北海道地区しんきん相談所、全国しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出ていただくことも可能です。

道南うみ街信用金庫 経営管理部「お客さま相談室」		相談所名	北海道地区 しんきん相談所	全国しんきん相談所
電話番号	0139-52-1058	電話番号	011-221-3273	03-3517-5825
受付時間	9:00~17:00 (当金庫営業日)	受付日時	9:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)

相談所名	札幌弁護士会	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会
電話番号	011-251-7730	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	10:00~12:00 13:00~16:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:30~12:00 13:00~15:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	10:00~12:00 13:00~16:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)	9:30~12:00 13:00~17:00 月~金 (祝日・年末年始を除く)

なお、上記の東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記の東京三弁護士会および全国しんきん相談所または当金庫経営管理部「お客さま相談室」にお尋ねください。

### 預金保険制度について

信用金庫への預金は、預金保険制度により守られています。

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。

信用金庫、信金中央金庫、国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫などが同制度に加入しています。

具体的な預金者保護の方法としては、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払う「ペイオフ方式」と、破綻した金融機関に預け入れられている保険対象預金等のうち付保預金額をその事業とともに健全な金融機関に移管し、その際必要な資金を預金保険機構が援助する「資金援助方式」があります。

なお、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3要件を満たす預金)に該当する当座預金や無利息型普通預金等については全額保護されますが、決済用預金以外の預金保険対象商品については預金者一人当たり1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。

## 業務のご案内

### 預金業務のご案内

種 類	特 色	お預入れ額	お預入れ期間
当 座 預 金	ご商売の支払で手形・小切手をご利用いただくための預金です。	1円以上	出し入れ自由
普 通 預 金	給与・年金のお受け取り、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
無 利 息 型 普 通 預 金	給与・年金のお受け取り、公共料金や税金・クレジットの自動支払、その他お気軽にご利用いただけます。預金保険制度により全額保護される預金です。	1円以上	出し入れ自由
総 合 口 座	一冊の通帳に普通預金、定期預金がセットされており、必要な時には定期預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資いたします。(個人に限定)	定期預金 1万円以上 普通預金 1円以上	出し入れ自由
貯 蓄 預 金	普通預金感覚でご利用いただけ、基準残高以上であればお利息が有利な預金です。(個人に限定/給与等の自動受取、公共料金等の自動支払はご利用いただけません)	1円以上	出し入れ自由
スー パー 積 金	毎月の掛金は皆さまのマネープランにあわせてお選びいただけます。計画的な資金づくりには最適な商品です。	千円単位	1年～5年
消費 税 専 用 積 金 (おさめるくん)	消費税の納付金額に合わせて計画的に、確実・有利(金利上乘せ)に準備できる最適の商品です。	1万円以上 千円単位	1年～3年
スー パー 定 期	まとまったお金を大きく増やすお利息の有利な商品です。個人の方に限り、3年以上のものについては、半年複利の商品もご用意しております。	100円以上	1ヵ月～5年 1ヵ月以上 5年以下の 満期日指定
大 口 定 期 預 金	大口の資金運用に適したお利息が有利な定期預金です。	1千万円以上	1ヵ月～5年 1ヵ月以上 5年以下の 満期日指定
期 日 指 定 定 期 預 金	お預入れ後1年を経過すると、1ヵ月前の連絡で引出しが自由にでき便利です。(個人に限定)	100円以上 300万円未満	1年以上 3年以内

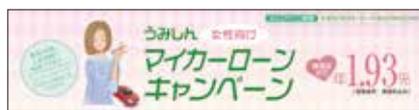
※この他、当金庫に年金振込をご指定のお客さまを対象とした「まごころ定期預金」など、金利を上乗せした商品を発売し、サービスの向上に努めております。  
※上記預金の詳細については、当金庫窓口の商品説明書を備付けておりますのでお気軽にご相談下さい。

### 貸出運営についての考え方

- 当金庫は、地区内外の皆さまから大切な預金をお預りしており、資金貸出にあたっては、堅実経営を基本に地元の中小企業や個人の方々の幅広い資金ニーズに安定的かつ迅速に応え、事業の発展・生活向上のお手伝いをするなど地域密着型金融に取り組んでおります。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応し、中小企業および保証人の各ライフステージにおける取組意欲の増進を図り、金融の円滑化を通じて中小企業の活性化に取り組んでおります。
- 中小企業向け融資においては、お客さまの経営状況、財務状況、事業計画、企業の将来性等の審査を充実させニーズに可能な限り応じております。  
また、日本政策金融公庫をはじめ政府系金融機関や信金中央金庫などの代理貸付も取り扱いをしており、地域金融機関として積極的に取り組んでおります。
- さらに、地域の多くのお客さまに小口融資や個人向け各種消費者ローンのほか、住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等の取り扱いなど良質な資金提供を行い、豊かな生活と夢の実現にお役に立てるよう常に努力しております。
- 地方公共団体に対しては、種々の特別な取り扱いによる融資に積極的に対応して、社会福祉施設の充実をはじめ公共施設の建設・整備等に協力し、地域発展のためのお手伝いをしております。

## 融資業務のご案内

種 類				
割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	債務保証



	種 類	内容と特色	融資限度額 (最高)	融資期間	
個人 向け	住宅関連資金	住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・土地の購入など、マイホームづくりのためのローンです。他の金融機関からの住宅ローンの借換えにもご利用いただけます。	1億円以内	35年以内
		無担保住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築・借換え資金等にご利用いただけます。保証人・担保が不要の商品です。	1,500万円以内	20年以内
		リフォームローン	住宅の増改築・リフォーム・借換え資金等にご利用いただけます。担保が不要の商品です。	1,000万円以内	20年以内
		証券化対応住宅ローン	住宅の新築(土地購入含む)・増改築、マンション・中古住宅の購入等マイホームづくりのための商品です。 (住宅金融支援機構・フラット35)	8,000万円以内	35年以内
	マイカーローン	新車・中古車の購入をはじめ、車検・修理・免許取得の費用などにご利用いただけます。エコカー限定の低金利サービスもございます。	1,000万円以内	10年以内	
	教育ローン	お子さまのご入学金や授業料などの教育資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内	
	カードローン	カード1枚で必要な金額を必要な時にATMからご利用いただけます。(事業性資金は除きます。)	500万円以内	3年 (更新可能)	
	フリーローン	旅行・レジャー・ショッピングなどに幅広くご利用いただけます。(事業性資金は除きます。)	300万円以内	10年以内	
	事業 者 向け	アパートローン	賃貸共同住宅の新築・購入および増改築資金にご利用いただける大型で長期のローンです。	3億円以内	30年以内
		事業者カードローン	事業資金とし、契約期間中におけるご利用限度額の範囲内で、いつでもご利用いただけます。	2,000万円以内	2年 (更新可能)
各種制度融資		北海道および各市町の制度融資をお取扱いしております。			
代理業務		(株)日本政策金融公庫、(独)中小企業基盤整備機構、信金中央金庫などのご融資をお取扱いしております。			

※ご融資には、ご融資対象の限られているものや、保証会社の保証など一定の基準を満たす必要があるものもございます。当金庫では上記のほか、お客さまのニーズに合う様々な商品をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお気軽にお問合せください。

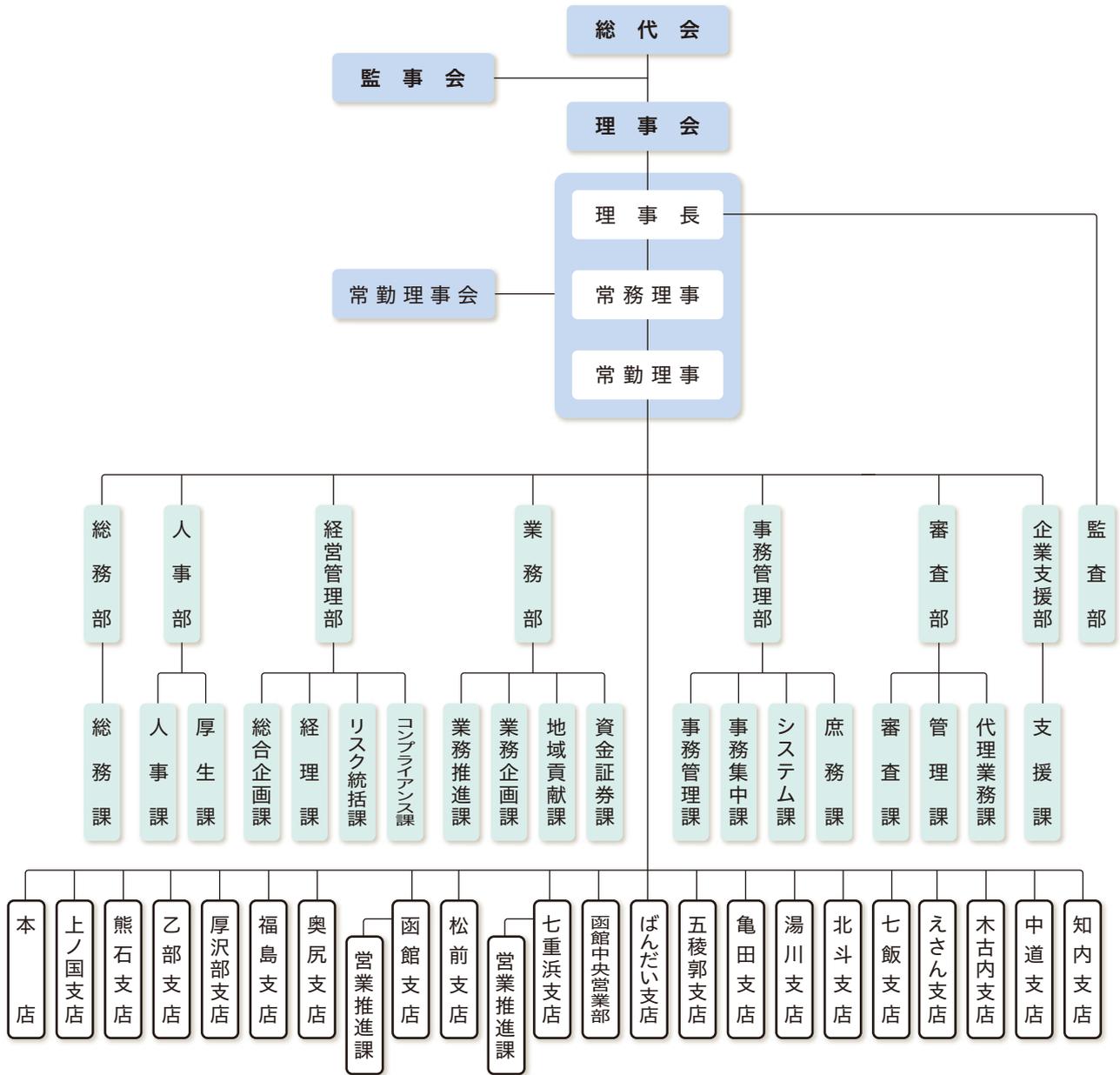
## 各種サービス業務

種 類	内容と特色
内 国 為 替	送金、振込み、代金取立など、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などと結び、迅速・正確・安全にオンラインでお取り扱いいたします。
給 与 振 込 ・ 年 金 自 動 受 取	毎月の給料やボーナス、お受け取りになる年金が、ご指定の預金口座に直接入金されます。安全・確実でご入金の日から利息がつくサービスです。
自 動 振 替	電気・ガス・水道・電話・放送受信料などの公共料金、税金、保険料などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為 替 自 動 振 込	毎月一定の日に、一定の金額を、同一の受取人宛に、ご指定の預金口座から自動的に振込みいたします。
キャッシュカード	カード1枚で必要な金額を必要な時にATMからご利用いただけます。全国の提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(株)のキャッシュコーナーもご利用いただけます。
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	現在使用しているキャッシュカードを利用し、加盟店で購入した商品等の代金支払を行うショッピング機能を追加したサービスです。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	共同利用型コールセンターシステムを利用し、お客さまの一般電話等から残高照会・振込み・振替え等が行えるサービスです。
WEB-FBサービス	法人・個人事業主のお客さまに特定したインターネットバンキングです。ファームバンキングサービスがインターネットのブラウザで手軽にご利用いただけます。
W E B バ ン キ ン グ サ ー ビ ス	個人向けインターネットバンキングです。残高照会・振込み・振替え等のお取引がインターネット上でご利用いただけます。
キャッシングサービス	当金庫のATMで、銀行系クレジットカードなどでのキャッシングが、ご利用いただけます。
外 貨 両 替	USドルのほか、33カ国の外国通貨の両替をお取次ぎする「外貨宅配サービス」をご利用いただけます。
ス ポ ー ツ 振 興 く じ 払 戻 業 務	独立行政法人日本スポーツ振興センターが販売するスポーツ振興くじ(toto)の当選金の払戻業務を行うサービスです。(注1)
貸 金 庫 ・ 保 護 預 り	重要書類・貴重品など大切な財産を盗難や災害からお守りいたします。 なお、函館支店と七重浜支店には、自動式貸金庫(生体認証装置付き)を設置しております。(注1)
夜 間 金 庫	お店の売上金を夜間や休日でもお預りします。翌営業日に預金口座に自動的に入金いたします。(注1)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内経済概況</li> <li>・月別概況</li> <li>・営業地区内の 景気動向調査</li> </ul> <p>渡島・松山管内の基幹産業の動き、景気動向、主要経済指標といった地域経済情報などを皆さまに提供する地域情報誌です。</p>

※上記サービスの詳細については、窓口でご説明いたしておりますのでお気軽にご相談ください。(注1)本サービス取り扱い店舗につきましては、30ページ「店舗一覧」に掲載しております。

## 事業の組織

(平成30年6月末現在)



## 役員一覧

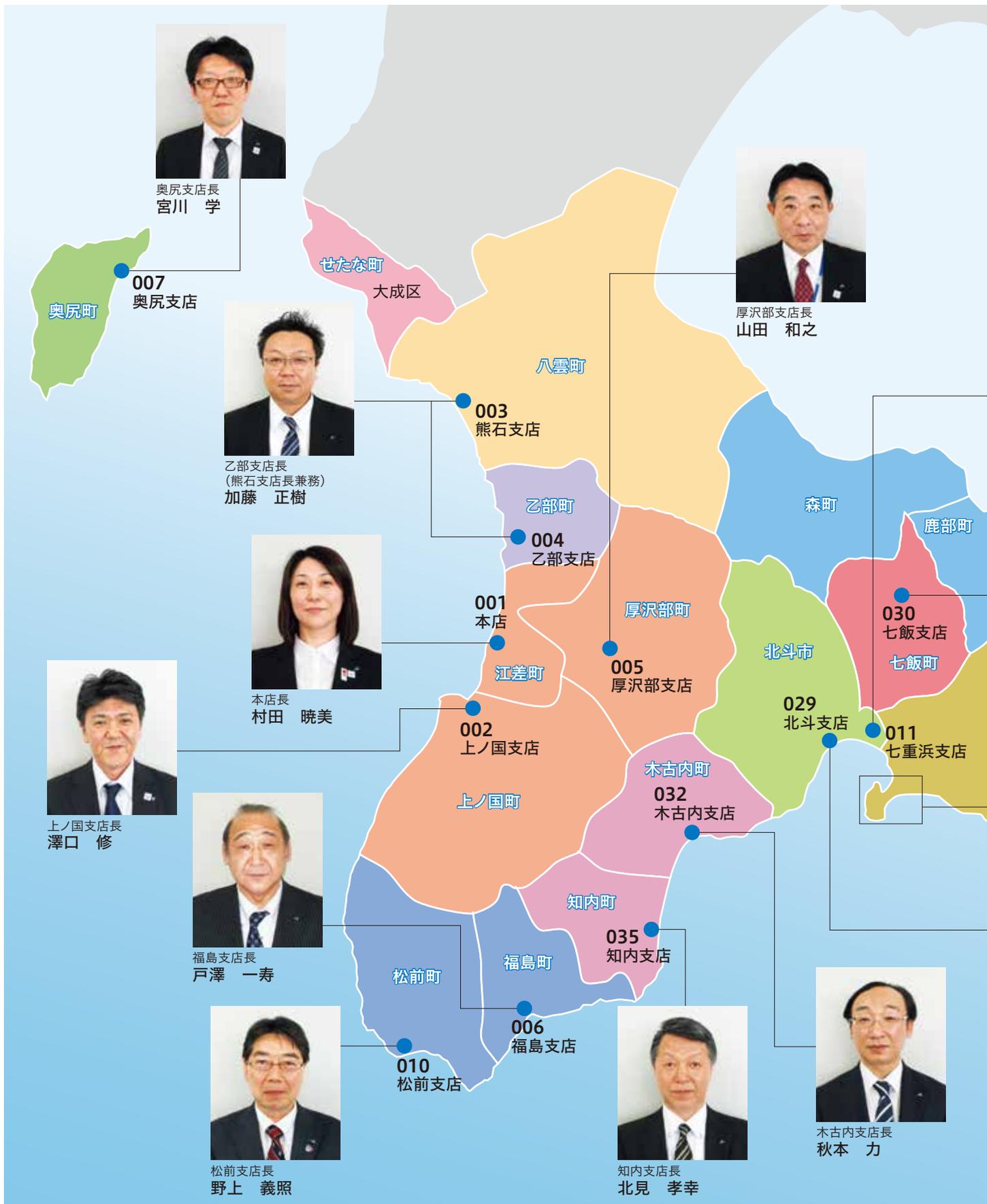
(平成30年6月19日現在)

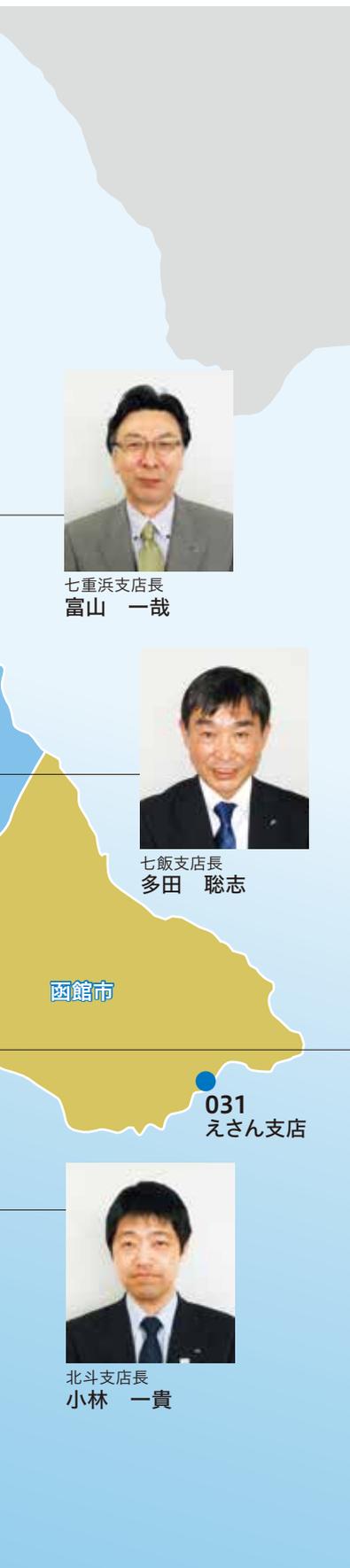
理事長	藤谷直久	理事	小笠原隆	常勤監事	永井 徹
常務理事	田原栄輝	理事	林 勲	監事	小笠原幸助
常務理事	山田彰一	理事	臼井美智也	員外監事	増川 佐悦
常勤理事	浜鍛治	理事	伊藤道雄		
常勤理事	田村孝彦	理事	永井英夫		
常勤理事	松岡敏彦	理事	戸沼 淳		

※理事 小笠原 隆・林 勲・臼井 美智也・伊藤 道雄・永井 英夫・戸沼 淳は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

営業地域

(平成30年5月29日現在)





- 桧山郡** 江差町・上ノ国町・厚沢部町
- 二海郡** 八雲町
- 爾志郡** 乙部町
- 久遠郡** せたな町(旧瀬棚町・旧北松山町を除く)
- 奥尻郡** 奥尻町
- 松前郡** 松前町・福島町
- 上磯郡** 木古内町・知内町
- 函館市**
- 北斗市**
- 亀田郡** 七飯町
- 茅部郡** 森町・鹿部町



亀田支店長  
佐々木 勝司



ばんだい支店長  
酒井 正則



中道支店長  
曾根 奈緒美



函館支店長  
田中 浩二



函館中央営業部長  
外崎 忠義



五稜郭支店長  
干場 智貴



湯川支店長  
(えさん支店長兼務)  
石澤 道秀



## 店舗一覧 (平成30年6月末現在)

店番	事務所等の名称および所在地	ATM運行一覧				
		平日	土曜日	日曜日・ 祝日	ATM振込 平日 土日祝日 カード振込み	
001	本店  〒043-8651 桧山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1036 ■(店外ATM) 道立江差病院出張所 道立江差病院1階	8:45 ~18:00 9:30 ~18:00	9:00 ~17:00 —	9:00 ~17:00 —	○ ○	○ —
002	上ノ国支店  〒049-0611 桧山郡上ノ国町字大留244番地の9 ☎0139-55-2616	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
003	熊石支店  〒043-0415 二海郡八雲町熊石根崎町115番地1 ☎01398-2-3026	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
004	乙部支店  〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町415番地1 ☎0139-62-2034	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
005	厚沢部支店  〒043-1113 桧山郡厚沢部町新町181番地の47 ☎0139-64-3231	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
006	福島支店  〒049-1312 松前郡福島町字福島53番地の1 ☎0139-47-2022	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
007	奥尻支店  〒043-1401 奥尻郡奥尻町字奥尻809番地 ☎01397-2-2525 ■(店外ATM) 奥尻町総合研修センター出張所 (青苗地区)奥尻総合研修センター内	8:45 ~18:00 9:00 ~17:00	9:00 ~17:00 9:00 ~17:00	— —	○ ○ (カード振込みのみ)	△ △
009	函館支店  〒040-0003 函館市松陰町23番4号 ☎0138-53-3221	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	○	○
010	松前支店  〒049-1512 松前郡松前町字福山50番地の1 ☎0139-42-2727	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	—	○	△
011	七重浜支店  〒049-0111 北斗市七重浜2丁目28番11号 ☎0138-49-1671 ■(店外ATM) ラルズマート久根別店出張所 ラルズマート久根別店内	8:45 ~19:00 9:00 ~19:00	9:00 ~17:00 9:00 ~17:00	9:00 ~17:00 9:00 ~17:00	○ ○ (カード振込みのみ)	○ ○
021	函館中央営業部  〒040-0064 函館市大手町2番7号 ☎0138-22-1247	9:00 ~18:00	9:00 ~18:00	9:00 ~18:00	○	○
023	ばんだい支店  〒040-0073 函館市宮前町14番15号 ☎0138-41-6236	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
024	五稜郭支店  〒040-0004 函館市杉並町4番23号 ☎0138-52-0511	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
027	亀田支店  〒041-0812 函館市昭和4丁目17番4号 ☎0138-42-3820 ■(店外ATM) 桔梗出張所 スーパーブックス桔梗店駐車場内	8:00 ~19:00 7:00 ~21:00	8:00 ~19:00 8:00 ~19:00	8:00 ~19:00 8:00 ~19:00	○ ○	○ ○
028	湯川支店  〒042-0932 函館市湯川町2丁目18番14号 ☎0138-57-1492	7:00 ~19:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
029	北斗支店  〒049-0161 北斗市飯生2丁目4番24号 ☎0138-73-2151 ■(店外ATM) 久根別出張所 北斗市役所出張所 北斗市総合分庁舎出張所 スーパー魚長久根別店駐車場内 北斗市役所敷地内 北斗市総合分庁舎玄関横	8:00 ~19:00 7:00~21:00 8:00~18:00 8:45~18:00	8:00 ~19:00 8:00~19:00 — —	8:00 ~19:00 8:00~19:00 — —	○ ○ ○ ○	○ ○ — —
030	七飯支店  〒041-1111 亀田郡七飯町本町3丁目8番18号 ☎0138-65-2501 ■(店外ATM) 七飯町役場出張所 七飯町役場1階	7:00 ~21:00 9:00 ~17:15	8:00 ~19:00 —	8:00 ~19:00 —	○ ○	○ —
031	えさん支店  〒041-0404 函館市中浜町115番地の4 ☎0138-84-2111	9:00 ~18:00	—	—	○	—
032	木古内支店  〒049-0422 上磯郡木古内町字本町224番地の1 ☎01392-2-3121	9:00 ~18:00	—	—	○	—
034	中道支店  〒041-0853 函館市中道1丁目24番12号 ☎0138-51-1711	7:00 ~21:00	8:00 ~19:00	8:00 ~19:00	○	○
035	知内支店  〒049-1103 上磯郡知内町字重内13番地の11 ☎01392-5-5611	9:00 ~18:00	—	—	○	—

※ただし正月3が日は、ATMの稼働を休止いたします。 ※土日祝日は予約振込のみとなります。 ※△は、土曜日だけの取り扱いとなります。

…貸金庫サービス取り扱い店舗 …夜間金庫サービス取り扱い店舗 …両替機設置店舗 …スポーツ振興くじ(toto)払戻サービス取り扱い店舗

■当金庫では全営業部に現金自動預払機(ATM)を2台以上設置し、待ち時間の短縮に努めております。また、視覚に障がいのある方も操作が可能な「ハンドセット付ATM」を全営業部に設置しております。

# 資料編

## 信用金庫法等で定められた開示項目索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条(業務及び財産に関する説明書類の縦覧等)で定める開示項目規定に基づき作成しておりますが、その規定における各項目は以下のページに掲載しています。

### 〈開示項目〉

#### 【1】金庫の概況及び組織に関する事項

- ①事業の組織 P.27
- ②理事及び監事の氏名及び役職名 P.27
- ③会計監査人の氏名又は名称 P.33
- ④事務所の名称及び所在地 P.30

#### 【2】金庫の主要な事業の内容 P.24～26

#### 【3】金庫の主要な事業に関する事項

- (1)直近の事業年度における事業の概要 P.3・4
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 P.36
  - ①経常収益 ②経常利益又は経常損失
  - ③当期純利益又は当期純損失
  - ④出資総額及び出資総口数
  - ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高
  - ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高
  - ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金
  - ⑫職員数
- (3)直近の2事業年度における事業の状況
  - ①主要な業務の状況を示す指標
    - ア.業務粗利益及び業務粗利益率 P.37
    - イ.資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 P.37
    - ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや P.36・37
    - エ.受取利息及び支払利息の増減 P.37
    - オ.総資産経常利益率 P.37
    - カ.総資産当期純利益率 P.37
  - ②預金に関する指標
    - ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 P.37
    - イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 P.37
  - ③貸出金等に関する指標
    - ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 P.38
    - イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 P.38
    - ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 P.39
    - エ.用途別の貸出金残高 P.38
    - オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P.38
    - カ.預貸率の期末値及び期中平均値 P.38
  - ④有価証券に関する指標
    - ア.商品有価証券の種類別の平均残高 P.39
    - イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 P.39
    - ウ.有価証券の種類別の平均残高 P.39
    - エ.預証率の期末値及び期中平均値 P.39

#### 【4】金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制 P.22
- ②法令等遵守の体制 P.23
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 P.20
- ④金融ADR制度への対応 P.23

#### 【5】金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 P.32～35
- (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 P.7
  - ①破綻先債権に該当する貸出金
  - ②延滞債権に該当する貸出金
  - ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
  - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3)自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 P.42
- (4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - ①有価証券 P.40
  - ②金銭の信託 P.40
  - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 P.40
- (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 P.7
- (6)貸出金償却の額 P.7
- (7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 P.33

#### 【6】報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの P.35

■自己資本比率規制に基づく開示 P.42～48

## 資料編

財産の状況 P.32～35  
経営内容 P.36・37  
預金に関する指標 P.37  
貸出金に関する指標 P.38・39  
有価証券に関する指標 P.39  
有価証券の状況 P.40

## 金融再生法で定められた開示項目索引

金融再生法開示債権 P.6

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
(資産の部)		
現金	4,075	3,703
預 け 金	94,354	95,903
買入金銭債権	1	114
金銭の信託	-	1,000
有価証券	66,366	67,565
国債	34,085	33,934
地方債	17,416	17,449
社債	10,743	11,960
株式	16	16
その他の証券	4,104	4,205
貸出金	123,898	121,430
割引手形	978	1,110
手形貸付	13,952	15,496
証書貸付	105,607	101,741
当座貸越	3,360	3,081
その他資産	1,754	1,805
未決済為替貸	28	35
信金中金出資金	1,335	1,335
前払費用	31	22
未収収益	299	385
その他の資産	59	27
有形固定資産	3,853	3,539
建物	2,220	1,990
土地	1,045	1,007
リース資産	73	52
建設仮勘定	-	0
その他の有形固定資産	514	487
無形固定資産	45	39
ソフトウェア	4	7
リース資産	15	8
その他の無形固定資産	25	23
前払年金費用	19	24
債務保証見返	308	354
貸倒引当金	△3,090	△2,240
(うち個別貸倒引当金)	(△2,630)	(△1,954)
資産の部合計	291,587	293,240

科 目	平成29年3月期	平成30年3月期
(負債の部)		
預金積金	270,018	274,101
当座預金	5,837	6,184
普通預金	107,439	113,619
貯蓄預金	1,157	1,093
通知預金	210	240
定期預金	144,980	142,977
定期積金	8,545	8,843
その他の預金	1,847	1,141
譲渡性預金	240	640
借入金	126	113
その他負債	610	582
未決済為替借	52	74
未払費用	201	215
給付補填備金	6	7
未払法人税等	7	9
前受収益	117	102
払戻未済金	15	6
リース債務	83	65
その他の負債	125	102
退職給付引当金	142	117
役員退職慰労引当金	92	91
睡眠預金払戻損失引当金	54	50
偶発損失引当金	104	98
繰延税金負債	219	195
債務保証	308	354
負債の部合計	271,917	276,344
(純資産の部)		
出資金	3,428	3,422
普通出資金	2,028	2,022
優先出資金	1,400	-
その他の出資金	-	1,400
資本剰余金	163	163
資本準備金	163	163
利益剰余金	15,026	12,351
利益準備金	538	738
その他利益剰余金	14,488	11,613
特別積立金	13,300	11,303
(経営安定強化積立金)	(1,000)	(1,003)
(地域振興積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	1,188	310
会員勘定合計	18,619	15,938
その他有価証券評価差額金	1,051	957
評価・換算差額等合計	1,051	957
純資産の部合計	19,670	16,896
負債及び純資産の部合計	291,587	293,240



## 貸借対照表の注記

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨て記載しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法より算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物……………6年～50年  
動産……………3年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に照り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,493百万円であります。
8. 職員の退職給付に備えるための退職給付引当金は、合併に伴い当事業年度末において退職金に係る規程が適用されたことから高金庫の規程が併用されており、旧江差信用金庫職員対応分は、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計」に関する会計基準の適用指針(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上し、旧田舎信用金庫職員対応分は、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、退職給付債務のうち、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理(又は損益処理)  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理(又は損益処理)
9. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。  
①制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)  
年金資産の額……………1,634,392百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金との合計額……………1,793,308百万円  
差引額……………△158,915百万円  
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成29年3月分)……………0.2274%  
掛金拠出額は、事務費掛金を除いています。掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。  
③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元元均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別準備金45百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記①の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末まで発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき将来の払戻損失見込額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額……………929百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額……………3,125百万円
16. 有形固定資産の圧縮帳簿累計額……………242百万円(うち当期-百万円)
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、現金自動預払機、オート・キャッシャー・オープン収納システム等の出納関連機器、OAサーバー・パソコン等のシステム関連機器とその周辺機器、及びその他の事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は41百万円、延滞債権額は4,453百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は非済の現況がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はございません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は327百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,822百万円あります。  
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,110百万円あります。
23. 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行当座貸越制度・国庫金歳入代理店、地方公共団体指定金融機関の担保として、預け金13,882百万円、有価証券413百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、地方公共団体指定金融機関等の担保として250千円、水道事業会計出納取扱契約に基づく担保として155千円が含まれております。
24. 出資1口当たりの純資産額……………4,176円7銭
25. 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による貸出審議会を開催し、審議・報告を行っております。  
また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において審議されたALMに関する方針を常勤理事会において決定し、実施状況の把握・確認・今後の対応等の協議を行っております。  
日常的にはリスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの計量化によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

- (ii)価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。  
このうち、資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。  
これらの情報は、リスク統括課を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iii)市場リスクに係る定量的情報

金融商品において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積立」であります。  
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債のうち、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」については、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価または経済価値の変動額を、また「有価証券」のうち上場優先投資証券及び投資信託については、ヒストリカル法によるVaRで計測したリスク量を、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利リスクの算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動額を用いております。  
また、価格変動リスクについては、「保有期間1年・債権期間99%・観測期間1年」のヒストリカル法により算出しております。  
当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価または経済価値は3,429百万円減少し、これを金利リスク量として把握しております。また、VaRにより算出したリスク量(損失額の推計値)は49百万円であり、これを価格変動リスク量として把握しております。

以上より当金庫の市場リスクの管理にあたっての定量的分析によるリスク量は、金利リスクと価格変動リスクの変動額を単純合計した3,479百万円です。  
それぞれの変動額は、各リスク変数が一定の場合を前提としており、その他のリスク変数との相関を考慮していません。  
また、金利リスクについては過去の相場変動をベースとした変動幅・連動率による計測であることから、過去の相場変動を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。VaRは過去の相場をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、ALMを通じて、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。  
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品については、簡便な計算より算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項  
平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)預け金(*1)	95,903	95,666	△236
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	14,684	15,615	930
その他有価証券	52,834	52,834	-
(3)貸出金(*1)	121,430		
貸倒引当金(*2)	△2,240		
	119,189	122,820	3,630
金融資産計	282,612	286,936	4,324
(1)預金積立(*1)	274,101	274,184	82
(2)譲渡性預金(*1)	640	640	-
(3)借入金(*1)	113	121	8
金融負債計	274,854	274,945	91

(\*1)貸出金、満期のある預け金、預金積金のうち定期性預金、譲渡性預金、借入金の時価には、簡便な計算より算出した時価に代わる金額が含まれております。  
(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1)金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

①預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  
満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在の時価に代わる金額として記載しております。  
預入先に期限前償還権が付与されているものや、預入利率が株価指数に連動して決定する預け金は、合理的に算定された時価をもって時価としております。合理的に算定された時価は、モデル化により算定された将来キャッシュ・フローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。

- (2)有価証券  
債券及び上場優先投資証券は取引所の価格によっております。一般投資家私募投資信託は、運用会社から提供された基準価格によっております。  
なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.に記載しております。

(3)貸出金  
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金動定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)より貸出金計上額)のうち、②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは該当しません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
非 上 場 株 式 (*1)	16
投資事業有限責任組合出資金 (*2)	29
合 計	46

(\*1) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 投資事業有限責任組合出資金は、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金 (*)	29,900	6,500	21,300	20,400
有 価 証 券	4,277	18,344	24,277	20,238
満 期 保 有 目 的 の 債 券	100	2,259	6,040	6,284
その他の有価証券のうち満期があるもの	4,177	16,085	18,236	13,954
貸 出 金 (*)	33,706	36,708	23,428	23,659
合 計	67,883	61,553	69,005	64,297

(\*) 預け金のうち期間の定めがないもの、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*)	132,527	18,857	-	-
譲 渡 性 預 金	640	-	-	-
借 用 金	7	29	39	36
合 計	133,174	18,887	39	36

(\*) 預金積金には、要求預金金は含めていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債(政府保証債、公社公団債、金融債、事業債)」、「外国証券」、「株式」、「その他の証券(優先出資証券、投資信託)」が含まれております。

満期保有目的の債券

種 類	貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	12,781	13,742	961
	国 債	8,996	9,819	823
	地 方 債	1,095	1,176	81
	社 債	2,690	2,746	55
	公社公団債	459	496	37
	事 業 債	2,230	2,249	18
	小 計	12,781	13,742	961
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	1,603	1,592	△10
	社 債	1,603	1,592	△10
	そ の 他	300	279	△20
	外国証券	300	279	△20
	小 計	1,903	1,872	△30
合 計	14,684	15,615	930	

その他の有価証券

種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額 (百万円)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	42,863	41,412	1,451
	国 債	20,745	19,801	943
	地 方 債	15,554	15,091	463
	社 債	6,564	6,518	45
	政府保証債	131	130	0
	公社公団債	213	199	13
	金 融 債	4,812	4,800	12
	事 業 債	1,406	1,387	18
	そ の 他	1,917	1,869	48
	外国証券	1,436	1,425	10
	優先出資証券	380	343	36
投資信託	100	100	0	
小 計	44,781	43,281	1,499	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	6,095	6,212	△116
	国 債	4,192	4,305	△112
	地 方 債	799	801	△1
	社 債	1,102	1,105	△2
	政府保証債	44	44	△0
	金 融 債	399	400	△0
	事 業 債	658	660	△2
	そ の 他	1,957	2,028	△70
	外国証券	1,858	1,928	△70
	投資信託	99	100	△0
小 計	8,053	8,240	△187	
合 計	52,834	51,522	1,312	

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債 券	2,823	152	-
国 債	2,637	149	-
社 債	185	2	-
合 計	2,823	152	-

29. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,579百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のもの4,798百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約年度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(毎月一定日及び1年毎)予め定めている当座庫手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,030	繰延税金負債小計
税務上の繰越欠損金	354	評価引当額
減損損失	70	繰延税金負債合計
退職給付引当金	31	繰延税金負債の純額
偶発損失引当金	26	
役員退職慰労引当金算入限度超過額	24	
その他	59	
繰延税金資産小計	1,597	
評価引当額	△1,439	
繰延税金資産合計	158	
繰延税金負債		
有価証券評価差額	354	
繰延税金負債合計	354	
繰延税金負債の純額	195	

32. 平成29年8月24日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、当事業年度より優先出資1,400百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

損益計算書の注記

- (注)1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額……………54円24銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

当座庫は営業店毎に継続的に収支の把握を行っていることから各営業店を資産のグルーピングの最小単位としております。本部・倉庫等については独立したキャッシュ・フローを生まないことから共同資産としております。

このうち以下の資産については、店舗建て替えに伴う旧店舗閉鎖、着しい時価の下落に伴う回収可能見込額の減少により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値または正味売却価額としており、正味売却価額は不動産鑑定評価額または固定資産評価額に基づき算定した額としております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
乙部町	営業用店舗、職員用住宅	建物、事業用動産等	32,211
		土地	1,326
奥尻町	営業用店舗、職員用住宅	建物、事業用動産等	69,580
		土地	9,125
木古内町	営業用店舗	建物、事業用動産等	59,525
知内町	営業用店舗	建物、事業用動産等	19,520
		土地	26,544
合 計			217,835

役職員の報酬体系の情報開示

<報酬体系について>

1. 対象役員

当座庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む各役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当座庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当座庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	139

(注)1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」124百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当座庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当座庫の非常勤役員、当座庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当座庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 主要な経営指標の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	2,386百万円	2,912百万円	2,622百万円	2,536百万円	3,963百万円
経常利益(損失△)	460百万円	468百万円	709百万円	382百万円	477百万円
当期純利益(純損失△)	410百万円	400百万円	567百万円	383百万円	219百万円
出資総額	366百万円	367百万円	363百万円	3,428百万円	3,422百万円
普通出資額	366百万円	367百万円	363百万円	2,028百万円	2,022百万円
優先出資額	-百万円	-百万円	-百万円	1,400百万円	-百万円
出資総口数	733,888口	734,048口	727,788口	4,337,784口	4,045,280口
普通出資口数	733,888口	734,048口	727,788口	4,057,784口	4,045,280口
優先出資口数	-口	-口	-口	280,000口	-口
純資産額	12,189百万円	13,648百万円	14,408百万円	19,670百万円	16,896百万円
総資産額	154,467百万円	157,622百万円	158,620百万円	291,587百万円	293,240百万円
預金積金残高	141,540百万円	142,909百万円	143,123百万円	270,018百万円	274,101百万円
貸出金残高	65,811百万円	64,491百万円	64,614百万円	123,898百万円	121,430百万円
有価証券残高	51,754百万円	38,207百万円	39,674百万円	66,366百万円	67,565百万円
単体自己資本比率	22.02%	22.45%	22.89%	18.52%	15.18%
普通出資に対する配当金 (普通出資1口当たり)	年 6.0% 30円	年 4.0% 20円	年 3.0% 15円	年 3.0% 15円	年 3.0% 15円
優先出資に対する配当金 (優先出資1口当たり)	-円	-円	-円	120円	-円
役員数	14人	14人	14人	21人	17人
うち常勤役員数	7人	7人	7人	12人	9人
職員数	154人	159人	162人	285人	271人
会員数	7,674人	7,645人	7,616人	18,831人	18,518人

※「単体自己資本比率」は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。  
 ※平成29年8月24日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律44号)第15号第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた1,400百万円を平成29年度よりその他の出資金に振り替えて計上したことから、上欄の「出資総額」には当該金額が含まれております。  
 ※職員数には臨時職員、長期欠勤者、退職者、常勤嘱託を含む在籍者を記載しております。

## 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位:百万円・%)

科目	平成28年度			平成29年度			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	預け金	61,966	225	0.36	101,624	316	0.31
	有価証券	47,052	382	0.81	66,785	587	0.87
	貸出金	74,569	1,456	1.95	122,372	2,270	1.86
	その他	823	15	1.91	1,339	33	2.49
	資金運用勘定計	184,411	2,080	1.12	292,157	3,207	1.09
資金調達勘定	預金積金	172,917	82	0.04	279,209	121	0.04
	譲渡性預金	96	0	0.12	66	0	0.12
	借入金	23	0	1.22	120	1	1.25
	その他	6	0	0.99	31	0	0.99
	資金調達勘定計	173,045	82	0.04	279,422	123	0.04

※資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成28年度15百万円、平成29年度11百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成29年度5百万円)及び利息(平成29年度0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

※「資金運用利回り」は、貸出金や余裕金等の運用収益力を表す利回りで資金運用の成果を示します。

※「資金調達利回り」は、有利子負債の直接調達コストを表し、預金や借入金等の資金調達に直接要した費用の利回りです。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	平成28年度			平成29年度			
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減	
受取利息	貸出金利息	226,295	△ 53,833	172,461	884,208	△ 70,734	813,473
	預け金利息	37,335	△ 90,858	△ 53,522	116,860	△ 25,360	91,499
	有価証券利息配当金	11,369	△ 8,896	2,473	174,075	30,744	204,819
	その他の受入利息	△ 2,165	1,657	△ 507	11,886	5,724	17,611
	受取利息合計	263,036	△ 142,130	120,905	1,181,592	△ 54,187	1,127,404
支払利息	預金利息	8,722	-	8,722	39,095	-	39,095
	譲渡性預金利息	117	-	117	△ 37	-	△ 37
	借入金利息	293	-	293	1,216	-	1,216
	その他の支払利息	67	-	67	247	-	247
	支払利息合計	9,200	-	9,200	40,521	-	40,521

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
 ※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 業務粗利益及び業務粗利益率

金融機関の事業の収益性を示す重要な指標に「業務粗利益」があります。

この内訳は、次の3つを合計したものです。

- ・資金の運用と調達に利益(資金運用収支)
- ・振込や保証等の手数料等による収益(役務取引等収支)
- ・有価証券や外国為替の売買等による利益(その他業務収支)

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
業務粗利益	2,185	3,374
資金運用収支(資金利益)	1,997	3,084
役務取引等収支	92	137
その他業務収支	95	152
業務粗利益率(%)	1.18	1.15

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

※資金調達費用において金銭の信託運用見合費用(平成29年度0百万円)を控除しております。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 利ざや及び利益率

「総資金利ざや」とは、業務の中で貸出金利回と預金原価率の差である預金貸出金利ざやだけの経営指標よりもっと幅の広い運用全体・調達全体の状況を利回の差で表すもので、経営効率の良否を示す鍵となるものです。

また、「総資産利益率」とは、総資産額(貸出金・有価証券・不動産等)に対する経常利益および当期利益の割合を示したものです。

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度
資金運用利回	1.12	1.09
資金調達原価率	1.16	1.13
総資金利ざや	△0.04	△0.04
総資産経常利益率	0.20	0.16
総資産当期純利益率	0.20	0.07

$$\text{総資金利ざや} = \text{資金運用利回} - \text{資金調達原価率}$$

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

## 科目別預金の平均残高

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
当座預金	2,832	5,733
普通預金	61,470	113,567
貯蓄預金	381	1,117
通知預金	128	871
別段預金	450	972
納税準備預金	70	144
流動性預金計	65,333	122,407
定期預金	102,315	148,057
定期積金	5,268	8,743
定期性預金計	107,584	156,801
譲渡性預金その他の預金	96	66
合計	173,014	279,275

## 固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
固定金利定期預金	144,911	142,910
変動金利定期預金	69	67
その他定期預金	-	-
合計	144,980	142,977

※固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

※変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 科目別貸出金の平均残高及び預貸率

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
割引手形	525	954
手形貸付	7,723	13,713
証書貸付	63,943	104,729
当座貸越	2,376	2,974
合計	74,569	122,372

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度
期末残高預貸率	45.84	44.19
期中平均残高預貸率	43.10	43.81

※預金には、定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。  
※「預貸率」は、お預かりしている預金のうち、貸出金として運用されている割合です。  
※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 固定・変動金利区別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
固定金利	56,720	56,652
変動金利	67,178	64,777
合計	123,898	121,430

## 用途別の貸出金残高

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
設備資金	55,736	55,241
運転資金	51,242	50,303
住宅ローン	13,058	12,062
消費者ローン	3,860	3,823
合計	123,898	121,430

## 業種別貸出金残高状況

(単位:先・百万円・%)

項目	平成28年度			平成29年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	146	6,450	5.2	140	6,203	5.1
農業、林業	22	563	0.4	21	709	0.5
漁業	9	164	0.1	12	254	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	2	94	0.0	2	7	0.0
建設業	419	9,549	7.7	412	9,297	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	7	263	0.2	6	259	0.2
運輸業、郵便業	44	1,829	1.4	45	1,803	1.4
卸売業、小売業	378	9,598	7.7	364	9,365	7.7
金融業、保険業	25	5,093	4.1	21	4,198	3.4
不動産業	440	30,811	24.8	441	30,869	25.4
物品賃貸業	10	264	0.2	10	643	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	32	309	0.2	27	272	0.2
宿泊業	29	2,478	2.0	30	2,277	1.8
飲食業	138	1,164	0.9	138	1,223	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	64	2,150	1.7	68	1,718	1.4
教育、学習支援業	7	93	0.0	6	81	0.0
医療、福祉	97	9,363	7.5	97	9,101	7.4
その他のサービス	174	3,183	2.5	168	3,088	2.5
小計	2,043	83,429	67.3	2,008	81,376	67.0
地方公共団体	13	23,023	18.5	12	24,077	19.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,703	17,445	14.0	6,322	15,975	13.1
合計	8,759	123,898	100.0	8,342	121,430	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 担保の種類別貸出金及び債務保証見返残高

(単位:百万円)

	貸 出 金		債 務 保 証 見 返	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,037	1,151	-	25
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	222	169	-	-
不 動 産	47,085	44,880	38	40
そ の 他	-	-	-	-
計	48,344	46,201	38	65
信用保証協会・信用保険	16,605	16,559	1	1
保 証	12,076	15,387	267	287
信 用	46,871	43,281	-	-
計	75,553	75,228	269	288
合 計	123,898	121,430	308	354

## 商品有価証券

取扱いございません。

## 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合 計	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 債	1,825	2,419	10,605	8,548	8,709	7,723	12,944	15,242	-	-	34,085	33,934
地 方 債	200	-	1,957	3,275	15,257	13,872	-	300	-	-	17,416	17,449
社 債	2,412	1,858	6,760	5,192	1,569	1,676	-	3,233	-	-	10,743	11,960
政 保 債	-	14	23	9	233	153	-	-	-	-	257	176
公 社 公 団 債	-	-	260	473	416	199	-	-	-	-	676	673
金 融 債	1,602	1,602	5,225	3,609	-	-	-	-	-	-	6,827	5,211
事 業 債	810	241	1,251	1,099	919	1,323	-	3,233	-	-	2,981	5,898
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	16	16	16	16
外 国 証 券	112	-	324	1,422	1,108	709	2,136	1,462	-	-	3,682	3,594
そ の 他 の 証 券	-	-	-	20	-	209	-	-	422	380	422	610
合 計	4,551	4,277	19,648	18,460	26,646	24,191	15,080	20,238	438	397	66,366	67,565

## 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
国 債	21,678	33,617
地 方 債	14,943	17,014
社 債	8,134	11,992
政 保 債	502	259
公 社 公 団 債	122	659
金 融 債	5,818	6,047
事 業 債	1,690	5,025
株 式	9	16
そ の 他	2,287	4,143
外 国 証 券	1,930	3,730
投 資 信 託	-	36
そ の 他 の 証 券	357	376
合 計	47,052	66,785

## 預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度
期 末 残 高 預 証 率	24.55	24.59
期 中 平 均 残 高 預 証 率	27.19	23.91

※預金には、定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。

※「預証率」は、預金に対する有価証券の運用割合です。

※当金庫は国内業務のみであり、国際業務部門の取扱いはございません。

## 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### 1. 満期保有目的債券

(単位:百万円)

種類	平成28年度			平成29年度			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	10,815	11,830	1,014	12,781	13,742	961
	国債	9,050	9,921	871	8,996	9,819	823
	地方債	1,105	1,202	97	1,095	1,176	81
	社債	659	705	45	2,690	2,746	55
	公社団債	459	503	43	459	496	37
	事業債	200	202	2	2,230	2,249	18
小計	10,815	11,830	1,014	12,781	13,742	961	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	-	-	-	1,603	1,592	△10
	社債	-	-	-	1,603	1,592	△10
	事業債	-	-	-	1,603	1,592	△10
	その他	300	277	△22	300	279	△20
	外国証券	300	277	△22	300	279	△20
	小計	300	277	△22	1,903	1,872	△30
合 計	11,115	12,107	992	14,684	15,615	930	

### 2. その他有価証券

(単位:百万円)

種類	平成28年度			平成29年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	
貸借対照表計上額を超えるもの	債券	43,750	41,952	1,798	42,863	41,412	1,451
	国債	19,497	18,297	1,200	20,745	19,801	943
	地方債	15,814	15,291	522	15,554	15,091	463
	社債	8,438	8,363	75	6,564	6,518	45
	政保債	219	212	6	131	130	0
	公社団債	216	199	16	213	199	13
	金融債	6,427	6,400	27	4,812	4,800	12
	事業債	1,574	1,550	23	1,406	1,387	18
	その他	710	655	55	1,917	1,869	48
	外国証券	328	312	16	1,436	1,425	10
	優先出資	381	343	38	380	343	36
投資信託	-	-	-	100	100	0	
小計	44,461	42,608	1,853	44,781	43,281	1,499	
貸借対照表計上額を超えないもの	債券	7,679	7,967	△288	6,095	6,212	△116
	国債	5,537	5,816	△278	4,192	4,305	△112
	地方債	497	499	△2	799	801	△1
	社債	1,644	1,652	△8	1,102	1,105	△2
	政保債	37	37	△0	44	44	△0
	金融債	399	400	△0	399	400	△0
	事業債	1,206	1,214	△7	658	660	△2
	その他	3,053	3,177	△124	1,957	2,028	△70
	外国証券	3,053	3,177	△124	1,858	1,928	△70
	投資信託	-	-	-	99	100	△0
	小計	10,732	11,145	△412	8,053	8,240	△187
合 計	55,194	53,753	1,440	52,834	51,522	1,312	

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等によっております。  
2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
非 上 場 株 式	16	16
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 出 資 金	40	29
合 計	56	46

### 4. 金銭の信託

- ・運用目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
- ・満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
- ・その他の金銭の信託

(単位:百万円)

平成28年度				平成29年度			
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの
-	-	-	-	1,000	1,000	-	-

### 5. オフ・バランス取引

該当する取引はございません。

(規則第102条第1項第5号に規定する金融等デリバティブ取引)

# 自己資本比率規制に基づく開示

## 自己資本比率規制の第3の柱による開示項目索引

### 〈開示項目〉

#### ●自己資本の構成に関する開示事項 P.42

#### ●定性的な開示事項

- ・自己資本調達手段の概要 P.43
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要 P.43
- ・信用リスクに関する事項 P.46
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・オペレーショナル・リスクに関する項目 P.48
- ・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・金利リスクに関する事項 P.48

#### ●定量的な開示事項

- ・自己資本の充実度に関する事項 P.43
- ・信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) P.44・45
- ・信用リスク削減手法に関する事項 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・出資等エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・金利リスクに関する事項 P.48

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成28年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,538		15,877	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,592		3,586	
うち、利益剰余金の額	15,026		12,351	
うち、外部流出予定額(△)	80		60	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	459		285	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	459		285	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>18,997</b>		<b>16,163</b>	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	45	-	39	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	-	39	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	81	-	80	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	19	-	24	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>146</b>		<b>144</b>	
<b>自己資本</b>				
<b>自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>18,851</b>		<b>16,019</b>	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	95,273		99,412	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 5,514		△ 4,111	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 5,514		△ 4,111	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,511		6,103	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>101,785</b>		<b>105,515</b>	
<b>自己資本比率</b>				
<b>自己資本比率 ((ハ)/(ニ))</b>	<b>18.52%</b>		<b>15.18%</b>	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまによる(普通)出資金による調達その他、内部留保として積み立てている利益剰余金、資本剰余金、一般貸倒引当金で構成されています。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	95,273	99,412	3,810	3,976
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	100,787	103,521	4,031	4,140
ソブリン向け	141	132	5	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,411	18,514	736	740
法人等向け	30,957	31,539	1,238	1,261
中小企業等向け及び個人向け	13,685	12,120	547	484
抵当権付住宅ローン	5,263	5,295	210	211
不動産取得等事業向け	11,422	16,067	456	642
3か月以上延滞等	117	178	4	7
上記以外	20,789	19,672	831	786
②他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,514	△4,111	△220	△164
③CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	2	-	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,511	6,103	260	244
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	101,785	105,515	4,071	4,220

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度	平成28年度		平成29年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 28年度	平成 29年度
					国内	国外	国内	国外				
製 造 業	6,565	6,309	6,565	6,309	-	-	-	-	-	-	160	177
農 業、林 業	610	747	610	747	-	-	-	-	-	-	1	0
漁 業	272	355	272	355	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	94	7	94	7	-	-	-	-	-	-	85	-
建 設 業	10,114	9,890	10,114	9,890	-	-	-	-	-	-	50	15
電気・ガス・熱供給・水道業	1,159	3,278	-	-	1,154	-	3,267	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	369	365	264	260	100	-	100	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1,846	1,818	1,840	1,812	-	-	-	-	-	-	1	33
卸 売 業、小 売 業	9,983	9,776	9,880	9,673	102	-	102	-	-	-	79	35
金 融 業、保 険 業	113,033	114,079	5,130	4,234	7,915	3,789	7,234	3,653	-	-	0	0
不 動 産 業	32,505	32,367	31,995	31,959	508	-	407	-	-	-	9	0
飲 食 業	1,410	1,512	1,410	1,512	-	-	-	-	-	-	53	51
宿 泊 業	2,503	2,304	2,503	2,304	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	9,756	9,439	9,756	9,439	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育・学 習 支 援 業	111	97	111	97	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	264	643	264	643	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	341	404	339	298	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	2,326	1,906	2,324	1,904	-	-	-	-	-	-	415	83
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,383	3,285	3,381	3,283	-	-	-	-	-	-	-	16
国・地方公共団体等	74,075	75,098	23,025	24,106	50,954	-	50,898	-	-	-	-	-
個 人	14,382	13,078	14,382	13,068	-	-	-	-	-	-	46	15
そ の 他	8,167	7,496	19	9	-	-	-	-	-	-	8	-
業 種 別 合 計	293,280	294,265	124,288	121,919	60,735	3,789	62,009	3,653	-	8	902	430
1 年 以 下	67,152	79,718	23,264	26,698	4,401	112	4,255	-	-	8	-	-
1 年 超 3 年 以 下	44,192	23,093	12,087	8,599	8,604	200	7,737	200	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	21,140	20,779	10,792	10,611	10,238	109	8,927	1,223	-	-	-	-
5 年 超 10 年 以 下	69,577	69,578	26,516	24,754	24,617	1,123	22,586	709	-	-	-	-
10 年 超	80,715	91,290	51,196	50,866	12,874	2,244	18,502	1,521	-	-	-	-
期間の定めのないもの	10,275	9,805	429	388	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	226	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
残 高 期 間 別 合 計	293,280	294,265	124,288	121,919	60,735	3,789	62,009	3,653	-	8	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の業種区分「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 具体的には現金、未収受入手数料、前払費用、仮払金、固定資産、その他の資産等が含まれます。  
 また、期間区分について、未収利息、カードローン、総合口座は各期間および「期限の定めのないもの」に区分しております。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	平成28年度	276	681	-	498	459
	平成29年度	459	285	-	459	285
個 別 貸 倒 引 当 金	平成28年度	997	4,275	-	2,641	2,630
	平成29年度	2,630	1,954	685	1,945	1,954
合 計	平成28年度	1,273	4,957	-	3,140	3,090
	平成29年度	3,090	2,240	685	2,404	2,240

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	78	605	1,125	667	-	43	599	561	605	667	-	0
農業、林業	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	19
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	199	284	370	197	-	85	285	199	284	197	-	-
建設業	332	451	560	326	-	105	440	346	451	326	-	2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4	3	3	1	-	-	4	3	3	1	-	-
卸売業、小売業	53	280	505	317	-	37	277	243	280	317	-	28
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	143	209	275	205	-	13	209	196	209	205	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	3	7	3	-	0	4	3	3	3	-	-
宿泊業	160	126	126	126	-	-	160	126	126	126	-	-
飲食業	9	61	107	13	-	12	55	48	61	13	-	1
生活関連サービス業、娯楽業	-	381	761	42	-	331	380	50	381	42	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	100	211	2	-	29	110	71	100	2	-	-
その他のサービス業	-	23	48	12	-	-	24	23	23	12	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	12	96	171	35	-	25	88	70	96	35	-	9
合計	997	2,630	4,275	1,954	-	685	2,641	1,945	2,630	1,954	-	61

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
0%	-	-	95,691	96,419
10%	-	-	9,488	8,909
20%	-	-	90,812	90,417
35%	-	-	15,253	15,332
50%	4,196	4,531	1,099	238
70%	-	-	300	300
75%	-	-	17,267	14,292
100%	-	-	58,672	61,594
120%	-	-	300	500
150%	-	-	10	63
200%	-	-	100	-
250%	-	-	87	1,665
合計	4,196	4,531	289,084	289,734

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、公共性、確実性、成長性、流動性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うため、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、内部規定「信用リスク管理規程」に基づく四半期ごとの業種別、資金使途別、金額段階別、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク管理として、予想デフォルト率のデータを整備し、信用格付や未保全率等リスクに見合った適正な貸出金利の設定を行う態勢を構築しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一定額を超える個別案件については、経営陣を中心とする専門審議機関「貸出審議会」を設置し日々の資産管理に万全を期しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保・保証を除いた未保全額に対し損失額を算定し必要額を算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・S&P社 ・Moody's社 ・R&I社 ・JCR社 ・Fitch Ratings社

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,304	1,417	4,796	5,065	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

したがって、担保や保証に過度に依存しないよう、また、平成26年2月1日から適用されました「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢も整備し、企業の将来性やキャッシュフローポジションに重点を置いた与信審査を心掛けております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証などがありますが、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」などにより適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証の取引に関し、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺などを用いる場合がありますが、信用リスク削減方策の一つとして金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書などにに基づき適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様の信用度を持ち、また一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	7
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
派生商品取引合計	-	8	-	8
外国為替関連取引	-	8	-	8

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券投資として保有している投資信託には派生商品取引が存在しておりますが、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定されており、市場リスク及び信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	381	381	380	380
非上場株式等	-	-	-	-
合 計	381	381	380	380

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる出資等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式等	1,394	1,384

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	38	36

## 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場優先出資証券、非上場株式、有限責任中間法人基金への出資金が該当します。そのうち、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び株価指数との連動率(β値)に基づくリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会、常勤理事会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用規程等に基づき、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、有限責任中間法人基金の出資金に関しては、当金庫が定める自己査定基準などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規程」において、オペレーショナル・リスクは、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、裁判等により賠償責任を負う等の「法務リスク」、人事運営上の不公平等および差別的行為により生じる「人的リスク」、災害その他の事象より生じる「有形資産リスク」、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する「風評リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと定義しています。

管理体制や管理方法等については、同管理規程のほか個別の「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」等の下位規程により定めており、確実にリスクを認識し、評価しうる管理態勢の充実に向けて取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、「基礎的手法」を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸 出 金	431	528	定 期 性 預 金	139	165
有 価 証 券 等	962	1,978	要 求 払 預 金	293	343
預 け 金	752	1,435	そ の 他	2	2
運 用 勘 定 合 計	2,146	3,941	調 達 勘 定 合 計	435	511
銀行勘定の金利リスク	1,710	3,429			

(注)1.金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)について、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイルまたは1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では上記の基準によりリスク量を算定しています。

3.金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

金利リスク(3,429百万円)=運用勘定の金利リスク量(3,941百万円)-調達勘定の金利リスク量(511百万円)

### リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講ずる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV、99パーセンタイル1パーセンタイル値)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、定期的な経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	再評価方式(注)	
コ ア 預 金	対 象	要払性預金
	算定方法	①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額のいずれか最小の額を上限
	満 期	2.5年
金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債	
金利ショック幅	99パーセンタイル又は1パーセンタイル値	
リスク計測の頻度	月次(前月末基準)	

(注)再評価方式:イールドカーブを金利ショック幅変化させる前後の価格差からリスク量を算出する方式。

## うみしんのあゆみ

### ●大正

- 13年 2月 ■ 有限責任「江差信用組合」設立
- 7月 ■ 有限責任「函館信用組合」設立

### ●昭和

- 8年 6月 ■ 保証責任「江差信用組合」に改組
- 18年 7月 ■ 市街地信用組合法により「函館信用組合」に改組
- 20年 2月 ■ 市街地信用組合法により「江差信用組合」に改組
- 7月 ■ 万代町支店(現ばんだい支店)開設
- 22年 2月 ■ 上ノ国支所(現上ノ国支店)開設
- 12月 ■ 熊石支所(現熊石支店)開設
- 23年10月 ■ 乙部支所(現乙部支店)開設
- 25年 5月 ■ 五稜郭支店開設
- 9月 ■ 上磯支店(現北斗支店)開設
- 12月 ■ 俄虫支所(現厚沢部支店)開設
- 26年10月 ■ 信用金庫法制定により「函館信用金庫」に改組
- 12月 ■ 信用金庫法制定により「江差信用金庫」に改組
- 27年10月 ■ 尻岸内支店(現えさん支店)開設
- 28年 8月 ■ 福島支店開設
- 31年 6月 ■ 弁天町支店(弁天支店)開設
- 32年 7月 ■ 七飯支店開設
- 34年 5月 ■ 奥尻支店開設
- 35年11月 ■ 木古内支店開設
- 36年 8月 ■ 奥尻支店青苗出張所開設(昭和39年10月支店に昇格)
- 37年10月 ■ 亀田支店開設
- 39年 8月 ■ 湯の川支店(現湯川支店)開設
- 44年 9月 ■ 函館支店開設
- 54年12月 ■ 中道支店開設
- 日本銀行と当座預金取引開始

- 55年11月 ■ 日本銀行歳入代理店事務取扱開始
- 56年 8月 ■ 松前支店開設
- 57年10月 ■ 知内支店開設
- 58年 9月 ■ 七重浜支店開設

### ●平成

- 4年 5月 ■ 七飯支店「七飯町役場」へ店外CD開設
- 5年11月 ■ 日本銀行との当座預金取引開始
- 6年12月 ■ 日本銀行歳入代理店事務取扱開始
- 7年 2月 ■ 青苗支店を奥尻支店に統合
- 奥尻支店「青苗出張所」店外ATMを開設
- 8年 4月 ■ 七重浜支店「ユニークショップつしま(現ラルズマート)出張所」店外ATMを開設
- 9年 3月 ■ 上磯支店「久根別出張所」店外ATMを開設

- 10年 7月 ■ 本店「北海道立江差病院」店外ATMを開設
- 12月 ■ 上磯支店「上磯町役場出張所」店外ATMを開設
- 亀田支店「桔梗出張所」店外ATMを開設
- 13年11月 ■ 亀田支店移転新築オープン
- 15年 4月 ■ 奥尻支店「青苗出張所」店外ATMを奥尻町総合研修センター内に移設
- 10月 ■ 本部・本店(現函館中央営業部)移転オープン
- 17年11月 ■ 函館支店移転新築オープンと同時に自動式貸金庫(生体認証装置付)の取扱開始
- 木古内支店移転新築オープン
- 18年10月 ■ 北斗市誕生に伴い、上磯支店を北斗支店に名称変更
- 19年 9月 ■ 湯川支店移転新築オープン
- 22年10月 ■ 千代台支店を五稜郭支店に統合
- 五稜郭支店移転オープン
- 23年 2月 ■ 花園支店を湯川支店に統合
- 24年 2月 ■ 弁天支店を本店(現函館中央営業部)に統合
- 3月 ■ 厚沢部支店移転新築オープン
- 26年11月 ■ 七重浜支店建替新築オープンと同時に自動式貸金庫(生体認証装置付)の取扱開始
- 12月 ■ 松前支店建替新築オープン
- 27年12月 ■ 上ノ国支店建替新築オープン
- 28年12月 ■ 乙部支店移転新築オープン
- 29年1月23日 江差信用金庫と函館信用金庫が合併「道南うみ街信用金庫(うみしん)」誕生
- 合併に伴い、旧函館信用金庫本店を函館中央営業部に名称変更
- 30年1月4日 熊石支店・えさん支店の窓口営業時間を変更

■は旧江差信用金庫・■は旧函館信用金庫です。

道南  
うみ街信用金庫



現在の本店



〒043-0043 北海道松山郡江差町字本町132番地  
TEL 0139-52-1030(代) / FAX 0139-52-1389  
<https://www.d-umishin.co.jp/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基  
づき、より多くの人に見やすく読みまちが  
えにくいデザインの文字を採用しています。



本誌は、環境に優しいリサイクルした  
植物油を使用したベジタブルインキを  
使用しております。